令和4年6月14日

第2回多度津町議会定例会会議録

- 1、招集年月日 令和4年6月14日(火) 午前9時00分 開議
- 1、招集の場所 多度津町役場 議場
- 1、出席議員

秀俊	門	2番	勉	村井	1番
幸一	兼若	4番	里美	天野	3番
忠	松岡	6番	一郎	中野	5番
保夫	村井	8番	浩三	金井	7番
幸義	古川	10番	保	小川	9番
美喜子	渡邉氵	12番	美子	隅岡	11番
忠昭	志村	14番	忠義	尾崎	13番

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長 丸尾 幸雄 副町長 岡部 登 教 育 長 三木 信行 会計管理者 山下 佐千子 町長公室長 山内 剛 総務課長 泉 知典 政策観光課長 土井 真誠 税務課長 西山 政有紀 住民環境課長 克典 石井 健康福祉課長 冨木田 笑子 高齢者保険課長 松浦 久美子 三谷 建設課長 勝則 産業課長 谷口 賢司 消防長 阿河 弘次 教育課長 光芳 竹田

1、議会事務局職員

 事務局長
 森
 泰憲

 書
 記
 前原
 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長(村井 勉)

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番、天野 里美 君、12番、渡邉 美喜子 君を指名致します。

日程第2.一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、6番、松岡 忠君。

議員(松岡 忠)

お早うございます。

6番 松岡 忠、令和4年6月議会の一般質問を一問一答形式で行います。 新庁舎になり職員一同、心機一転で業務を行って頂きたいと思います。 それでは今から質問に入ります。

最初は、幼稚園の統合についてであります。3月議会の一般質問での答弁では、3月末に幼稚園の統合についての報告書が提出するとのことでしたが、この一般質問を書いている時は、内容が分かりませんので、報告書を見てからの質問になりますので、よろしくお願いします。

そして、報告書を拝見させて頂きました。内容は以前から言われていた多度津幼稚園を改築する案と別の新幼稚園の2案でまとめていましたが、この案件は、教育長が校長会の代表で、平成29年度に多度津町教育課題検討委員会のメンバーとして、平成30年3月に検討委員会報告書が出されて、4年の歳月が過ぎております。今さらながらの報告書で新鮮味が感じられませんでした。内容を見てまず感じたのは、事業費見たらどちらも高額な事業費で、13億円を超える高額な事業費が示されておりますが、この内訳が不透明で、ちなみに新幼稚園の場合の用地取得費は幾ら位になっているのか。お互いの建築費は幾ら位になっているのかをお聞きします。

教育課長(竹田 光芳)

お早うございます。

松岡議員の幼稚園の適正配置に係る事業費の内訳について、答弁をさせて頂きます。

まずA案、多度津町の中央に地理的中央に土地を購入して建てた場合の事業費で ございます。

いずれも税抜の価格でございますので、よろしくお願い致します。

まず、造成事業1億4,600万。建築工事8億5,600万。外構工事5,500万。用地取得費2億4,700万。合計で13億400万。いずれも税抜でございます。ちなみに税込みで14億3,400万円になります。

続いてB案、多度津幼稚園を改築し、一部、多度津小学校の土地を取り込んで建て替える案でございます。まず、造成費9,800万。こちら多度津幼稚園、解体することになりますので、解体工事費9,400万。建築工事、こちら多度津小学校のプールの土地も活用するような形になりますので、小学校のプールの建て替え工事も入ります。建築工事費11億2,000万円。外構工事費7,100万。用地取得費は必要ございませんので0円でございます。合計、13億8,200万です。ちなみに税込みで言いますと15億2,000万円でございます。以上答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

有難うございます。

高いですね。ちなみに土地の取得費が2億4,700万。これは、少し高過ぎるような気がするんですが、多分、これ住宅地の土地を買うのでなくて、田んぼでないかなと思うんですが、その辺の内容をもう少し詳しく教えて頂きたいと思います。

教育課長(竹田 光芳)

松岡議員の土地の取得に係る経費についてのご質問に答弁をさせて頂きます。 こちらの土地取得費につきましては、国土交通省地価公示都道府県地価調査において本町の地価が公表されており、これを参考に算出させて頂きました。まずA 案、多度津町の中心に土地を買うっていう方法ですが、こちらの方につきましては計画地の近いところの住宅地の金額になりますが、1平方メートル当たり2万2,200円っていう近くの単価の方を参考にさせて頂いて算出させて頂いたものでございます。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

1平米当たり2万2,200円ですか。坪当たり6万円位の取得費がかかると。これは今の段階での話なんですが、この辺はぐっと落ちていくんでないかなと思います。この13億いう金額をパッと見た時に、今の町政の状態からいうて町長も答えが出せないのは、しんどいかなと思います。しかしながら今回は具体的な方針が決まらなければ、今後の幼稚園の統合事業が進んでいかないと思います。施政方

針でも子育て支援とか、その辺を町長、書かれていますし、昨日、次期町長にも 出るという気持ちが昨日発表されました。町長の見解を伺いたいと思います。

町長(丸尾 幸雄)

ただ今のご質問内容は、金額についてどう考えるか。

議員(松岡 忠)

やるかやらんかの今言う結論を、これ2案なんで2者選択になるんで、やらないかんは分かっとんやけど、どっちでいこうかいうんを決めるのに、町長の答えがないと出来んのでないかなと。

町長(丸尾 幸雄)

はい。ちょっと質問の内容が分かりにくかったんで、質問させてもらって済み ませんでした。

このことは私どもの教育委員会だけじゃなく町の方から出してる案でありますの で、今、私どもの施策の中で幼稚園、小学校の適正配置と適正規模、適正数とい うことを、謳わせて頂いております。その中で今、幼稚園も小学校も耐震補強は 出来てます。だから急ぐことはないんですけども、ただ、幼稚園の場合は、老朽 化をしてます。そのためには、小学校よりも幼稚園の方が、優先順位が高いんじ ゃないか。どっちにしろ、少子化を迎えるに当たって、今4つある小学校、4つ ある幼稚園の数が適正ではない、これは、教育課題等検討委員会によりまして、 その答申の中で幼稚園は1つ、小学校は2つが適切ではないか。という答申を頂 きましたので、その答申に従って議会の皆さんにもその旨お伝えして、そして了 解を得て、そして今、じゃあどこにしようかという、その優先順位としては、今 申し上げましたように幼稚園の方が老朽化をしているので、まず小学校よりも幼 稚園の方がいいんじゃないか。これは、今、いつするか早急にするかということ もお伺いしたいということを私に伝え、今言ってると思うんですけども。今、小 学校もそれから幼稚園も耐震は出来ております。それから小学校に至っては、全 ての教室にエアコンが設置してます。幼稚園もほとんど遊戯室だけじゃなくて、 主要な子供が集まるところ、全ての教室とは言いませんが、そこにもエアコンは 設置してます。そういう子供の教育環境の充実ということに関しては、今は出来 ていると思っています。ただ少子化を考えた場合に、これからの子供の数、ま た、適正な幼稚園の数、小学校の数というのが、これからどういう風な形になる かを議員の皆様方とご相談させて頂いて、そしてそれを早急にですね、決めてい くこと。そして、それを行っていくことが大事だと考えております。

そしてこの度、今、案として、まずは案として議員の皆様に提出をさせて頂いた 次第です。今の単価のこと、土地のこととか、それは今、基準に則って、今、試 算をした中でありますので、これが実勢を伴っているかどうかということは、私 もここで間違いないという断言は出来ません。これから、検討していく課題だと 考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

答弁有難うございました。

私が申し上げたいのは、この2案があると。1案は多度津の幼稚園、場所もそのままやと。もう一つ新しく造るという案と2案なんで、そのどちらかでいこうかという案を議会の方に早く知らせて欲しいと。多度津の中心部に新しい園を造るとしたって、ある程度の場所が、これ1万平米要りますので、土地の確保からしていかないかんという中で、教育委員会の方でも方針が決まれば、その動きで何らかの動きが出来るんですが、決まってないので、先ほど申しました町長に決断して頂きたいのは、どちらでいこうかというのをちょっとお聞きしたかったので、どうですかね、町長。

町長(丸尾 幸雄)

松岡議員のご質問に答弁させて頂きますけども、今、教育課の方から提出した 案は2案あります。そのどちらか一つを私が決めてやります。どちらかにします ということは、それは言えないと思ってます。

議員の皆様、また私どもの中で検討を重ね、そして議員の皆様にもご相談をしな がらどちらがいいのかを決めていきたいと思っています。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

私が申し上げたいのは、A案・B案ありまして、B案の方は多度津の幼稚園の場所そのものが決まっていると。新幼稚園の場合には、場所から決める内容があります。その辺で、町長はどちらを考えているのかなというのを聞きたいがなと思います。今の新幼稚園と今の多度津の幼稚園。

町長(丸尾 幸雄)

松岡議員の再々質問に答えさせて頂きます。

今、ベストかどうか分かりませんけども、今、教育委員会の中で、また、私どもも一緒に考えた中で、この今提出させて頂いた2つの案がベターではないかなと。その中からベストを選んでいくということでありますので、それはそのベストを今ここで私がこちらとか、私はこちらの方がいいんだとか、いうことは言えないと。立場上も言えないし、今、私どもが、こういう議会の皆様と私ども執行部との間の中におきましては、私どもが作った案を議会の皆様にご提示をして、議論して頂いて、検討して頂いて、そして議決を頂くのが議会の適切な運営だと思ってますので。そういう意味では今回、まず、私たちの案、議案を提出させて頂きました。そのことについて、ご議論をお願いしたいと思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

今、答弁頂きましたが、そしたら町長の方で最終決断は町長だと思うんですが、それまでの幾ばくかの案いうんは、教育委員会で出していかないかんということになりますが、教育委員会、出来ますか。

教育長(三木 信行)

松岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

教育委員会としての案ということですが、令和2年6月ですね、ご質問頂いてから教育委員会では再三、話合いを致しまして、教育委員さんとも当然、教育委員会事務局の中でも十分話をし、そしてまた町長の方ともですね、色んな案の中で協議をしてまいってきております。

今、町長の方からですね、これから先で議会の皆様とお話をしながら一つ結論を 出していくというところなんですが、その議論の一つの案としてですね、教育委 員会として検討した考えを今申し上げますと教育委員会としては、新しく多度津 町の中心部に新たな土地を購入して建設する方がいいのではないかという風に考 えています。理由は色々あるんですが、園舎や園庭など建設の仕方には選択幅が 広がるということであったり、現状の土地を使うとすれば現状の幼稚園とか小学 校のその期間の教育活動に支障が出るということとか、あと工期のこととか、駐 車場がゆったり取れるのではないかというようなことで、そういう風に考えてお ります。ただ、マイナス要因としては、新しく土地を購入するということで購入 出来ないということもありますし、それから町長の方が財政が一つ、建設に向け て進むことが出来て、そこからスタートといった時に、なかなかその対応が財政 状況との改善に合わせた対応がうまくいくかどうかというのが、その辺りが課題 かなと思いますし、あと、教育や保育だけの視点ではなくて、町全体の都市計画 や町有地の活用計画というのがあると思いますので、教育委員会の選択が全てで はないと思っております。町としての最終的な案の中で、教育委員会が考えてい きたいと思っております。現段階の教育委員会の案を出した時点での考えを申し 上げました。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

教育長、有難うございました。

ある程度の教育委員会の意見いうのを今、教育長述べられたと思うんですが、今からこれ、何年もかかる事業なんで、今から始めてでもすぐに答えはすぐに出る問題でないと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、二つ目の、コロナ関連についての質問をさせて頂きます。

コロナ感染者が出たクラスは学級閉鎖となっていますが、学級閉鎖となったクラスの授業の遅れは、どのようになるのでしょうか、お伺いします。

教育長(三木 信行)

松岡議員の学級閉鎖となったクラスの授業の遅れについてのご質問に、答弁を させて頂きます。

学級閉鎖となったクラスの授業の遅れについては、小学校においては学級担任が ほとんどの授業を受け持っているため、担任の裁量で各授業の進め方を工夫した り、時間割を一時的に再編成したりして対応し、遅れを取り戻しております。

一方、中学校においては教科担任制ですので、教員間で授業を交換したり、必要があれば追加で授業時間をとったりすることで、遅れを取り戻しております。加えて、学級閉鎖中の宿題に予習の内容を多く取り入れるなど工夫したり、事後に個別指導を実施したりし、躓きをなるべく解消できるように努めております。

また、必要に応じてオンラインを活用した学習を行っております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

どうも有難うございます。

私もこの問題について、ある小学校に先生心配ないんなとお話ししたら、その学校では授業を先行でやっとると。こういうのが起きた時に心配ないように先行して授業をやっているので、今のところ別段問題ないとのお答えを頂きましたので、コロナ学級閉鎖しておるお子さんがおる人は、安心して頂きたいと思います。

そして3番目の質問に移りたいと思います。入札結果についてであります。5月24日に行われた業務委託について質問します。

予定価格の公表はありませんでしたが、入札者の入札金額を見ますと落札者の金額は、他の入札者と比較すると半分以下であります。この業務は大半が人件費であると思いますが、真面目な業務が執行出来るでしょうか。委託業務は最低制限価格が設定されていないので、失格者はいません。しかし、その業務内容は把握出来ていると思いますが、業務施工途中でのチェック体制は、どのように考えているのかお伺いします。

町長(丸尾 幸雄)

松岡議員の入札結果についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

5月24日に執行されました令和4年度多度津町役場庁舎・多度津町地域交流センター特定建築物環境衛生維持管理業務委託及び令和4年度多度津町役場庁舎・多度津町地域交流センター他4施設清掃業務委託の入札は、どちらも新庁舎の管理に関する業務委託ですが、落札しました業者は過去に旧庁舎の清掃業務を受託していたこともあり、業務については正しく認識した上で入札に参加したものと考えております。

議員がおっしゃるとおり委託業務は、最低制限価格が設定されていないため、最

低価格を入札した業者が落札者となります。

入札結果を見ると、確かに落札額が低いため、業務の確実性が不安視されるところではありますが、職員や来庁者の目にも留まる業務であり、必要があれば職員が立ち会うことや清掃後の確認を行う等、受託業者から提出される実績報告書を元にチェックをするように致します。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

再質問です。特定建築物環境衛生維持管理業務は、法令で定められた維持管理であります。多度津町においては、現在、多度津中学校で実施しています。その内容と今回の内容は同じでないかと思われますが、結果報告を香川県の保健所の検査センターに提出し、そこで合格しなければならないのではないかなと思います。落札価格を中学校の場合の金額と比較すると約3分の1です。間違いなく実施出来るのか、その対応をお伺いします。

総務課長(泉 知典)

松岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

特定建築物環境衛生維持管理業務は、特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び建築物環境衛生管理基準に基づく空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ネズミ・昆虫等の防除、その他、環境衛生上、良好な状態を維持するために必要な措置を講じ、施設の適正な管理運営を目的として定められた項目の測定や点検を実施するものでございます。

今回の受託者は、建築物環境衛生総合管理業として、一定の人的・物的基準を満たした県知事の登録を受けている事業者であり、法律に基づく保健所への各種届出の事務処理や立入り検査等を実施出来るものと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

再々質問になります。今の。

今、中学校においての実績報告書が、教育委員会の方に出されていると思いますが、同じような報告書が出されるとは私は思うんですが、もし、その辺で不備があった場合にどう対処するつもりでいますか。

総務課長(泉 知典)

松岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

もちろん報告書の提出があり、それを確認は致します。不備、どこまでが不備っていうのかちょっと分からない部分ありますが、私どもが仕様書に提示してあるものが出されてない不備、欠損等があれば、当然その分の提出を求めるものであります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

再質問になります。

新庁舎及び地域交流センター他4施設清掃業務委託については、現在、旧庁舎に おいても実施していますが、この業務は大半が人件費であると思われます。業務 実施計画書の提出書類は出ていると思いますが、作業員の人数は出ているのでし ょうか、お伺いします。また、その計画書は、多度津町の考えている内容と合っ ているのか、併せてお伺いします。

総務課長(泉 知典)

松岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

業務実施計画書では、作業員の数は1日、2人体制で8時間従事する者を1人、4時間従事する者を1人とし、複数の作業員でローテーションすることとなっております。開庁して1週間余りが経ちましたが、開庁日は作業員が慣れる必要もあるせいか4名で清掃業務を行っていましたが、現在は計画通りとなっております。この計画書は、仕様書を元に作成されておりますので、問題はないと考えておりますが、実際に施設の供用が始まり、今後の状況を踏まえ、より実態に即した適切な内容となるよう協議して行っていこうと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

この頭の中に他4施設とありますが、これ、どこの施設のことを言うとんですかね。

総務課長(泉 知典)

松岡議員の再質問に答弁させて頂きます。

まず、施設の一つとして従来は旧役場庁舎と福祉センターがございました。これは、今現在は多度津町庁舎及び地域交流センターという形で一つの施設になっております。残りの施設としまして、町民健康センター、リサイクルプラザ、消防本部、勤労青少年ホームの所となっております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

今の内容で約10ヶ月間、清掃業務を行うと。延べ人数は幾ら位になるんですか。

総務課長(泉 知典)

松岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

各施設、現庁舎及び地域交流センターは2名体制ですが、他のところは1名であり、毎日でない所もあります。申し訳ございません。今、すぐには計算が出来ないので、もし必要だったら計算致しますが、申し訳ございません。

以上、答弁させて頂きます。

議員(松岡 忠)

私が今、延べ人数を言うたのは、これ人件費ばっかしの仕事内容でないかなと。10ヶ月で320万ほどの契約金額で、何人位この仕事に従事するのかなというのがありましての質問でした。これ内容見たら、建設工事ではダンピングでないかなというような金額になりますが、清掃業界にこのような事案が起きれば、いかに委託業務であれ、今後の案件に影響が出るのは明らかであると思われますが、国の方もダンピングについては、何かしらの指針が出ていると思いますが、いかがでしょうか。

総務課長(泉 知典)

松岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

確かに国の方でも清掃委託に関しましては、最低基準を設けられると。そういうことも行えるとされております。現在の多度津町においては、まだ新しい施設と古い旧施設、俗にいう今回の新庁舎の方は、ビル管理法に基づく清掃業務が入っております。そうじゃないところと一緒に入札をしてしまった。したという経緯もありまして、その部分については、まだ行っておりません。ただ今後、こういう清掃業務においての入札することにおきましては、色々協議をしながら、また適切な入札を行えるようにしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

もう一度お聞きしたいしたいのは、清掃業務とありますが、この清掃業務は多 分床面だけではないかなと思いますが、それ以外に極端な言い方したら、この机 の上とか、これは担当課で清掃するんですか、お伺い致します。

総務課長(泉 知典)

松岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

もちろん床面掃除もあります。年に何回かのガラス面掃除、もちろんトイレもあります。庁舎内、執務内におきましてもフロアの清掃はありますが、各自の机の上を拭くという業務は、確かに入っておりません。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(松岡 忠)

色々質問をさせて頂きましたが、仕事をとる業者は自分が一つも仕事をせんと 自分とこの作業員に仕事をさすと。負担がそちらにいっとるんではないかなとい う考えがありましたので、今回の質問をさせて頂きました。町としたら、少しで も安い方がええのは分かっておりますが、その辺を考えて、今後、何らかの検討 をして頂きたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって、6番、松岡 忠 議員の質問は終わります。 次に11番、隅岡 美子 君。

議員(隅岡 美子)

11番 隅岡美子 順次一般質問をさせて頂きます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。3点について質問致します。

1点目「帯状疱疹を未然に防ぐために」について、2点目「子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の再開」について、3点目「アピアランスケア」についてでございます。

まず1点目の質問は、帯状疱疹を未然に防ぐためにについてであります。

誰もが幸せに暮らすために健康であることは、とても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であります。生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと、このコロナ禍で多くの方が願われているのではないでしょうか。

子供の頃、水疱瘡(水痘)にかかった記憶のある方もいると思います。水疱瘡は一度罹り、治った後も実はウイルスは身体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発症することがあり、それが帯状疱疹と呼ばれるものであります。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になると言われています。帯状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防に繋がるとされています。しかし、帯状疱疹にワクチンがあることを知らない人が多く見受けられます。そこでお伺い致します。

1つ目、帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているのか、お伺い致します。答弁よろしくお願い致します。

町長 (丸尾 幸雄)

隅岡議員の帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているのかのご質問に答 弁をさせて頂きます。

隅岡議員のおっしゃるとおり、幼少期に罹患した水痘、水疱瘡ですね、ウイルスが、加齢による免疫力の低下や過労、ストレスが引き金となり、80歳までに約3人に1人が再発症致します。帯状疱疹は、痛みを伴う斑点と水疱が帯状に生じる皮膚の病気で、通常、皮膚症状が治ると痛みも消失しますが、神経の損傷によって、その後も傷みが数ヶ月続くことがあると言われております。

帯状疱疹ワクチンは、平成30年3月に海外製の乾燥組替え帯状疱疹ワクチンが、 50歳以上の帯状疱疹の予防を効能・効果として、製造販売承認を取得し、令和2 年1月から販売が開始されております。当該ワクチンの帯状疱疹に対する有効性 は、50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%とされており、ある程度の効果がある と考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

答弁でございました。

町長が今、ご答弁下さいましたように帯状疱疹は、非常に名前はね、聞くと思うんですけれども、もっと言いますと体の左右、どちらか一方に最初はピリピリしたり、チクチクと刺すような痛みがあって、夜も眠れないほど激しい場合もあります。そして赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから、帯状疱疹と名づけられました。私の父も高齢になってから、この帯状疱疹に罹り、病院に長期入院したものですからよく分かるところがあります。そしてまた、私も最近気づいたんですけれどもテレビのCMで帯状疱疹ワクチンのテレビコマーシャルが急に現れ出したのを感じております。これも50歳代からということで、すごくやっぱり大事やなって、全国的にこういうことが広まったら、いいのになって感じた次第でございます。

そしたら、それでは2つ目の質問に入ります。帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているのか、お伺い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているのかのご質問 に答弁をさせて頂きます。

現在、当該ワクチンは任意接種であり、本町においては周知及び積極的な接種の推奨は行っておりませんが、先ほど町長の答弁でお答え致しましたとおり、当該ワクチンの有効性は高いことから問合せや相談等がありましたら、帯状疱疹の症状及びワクチン接種の効果、副反応など説明するなどして、安心して接種して頂けるよう推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

答弁でございました。

これから、今のところは相談などは問合せがないという理解でよろしいかと思うんですけど。今後、おそらくそういったテレビ、また、そういった新聞等で、そういった帯状疱疹ということがいかに大事であるかということが掲載をされると思います。もしそういった相談が寄せられることが予想以上に、相談がされたらいいかなって思っております。もし相談があった場合は、窓口は健康福祉課の健康増進係でよろしいんでしょうか。お願いします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の再質問にお答え致します。

現在新庁舎になりまして、保健センターの保健師が健康増進係として、新庁舎の 方に一緒に座っておりますので、窓口の方においでて頂くか、電話でお問合せ頂 きましたら、対応させて頂いております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

答弁でございました。

また、3点目の質問に入ります。本町において町民の命と健康を守るという観点から、帯状疱疹ワクチンの接種の助成をすべきと考えますが、ご所見をお伺い致します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の本町においても町民の命と健康を守るという観点から、帯状疱疹ワクチン接種の助成をすべきではないかのご質問に答弁をさせて頂きます。

当該ワクチンは任意接種であり、現在、本町におきましては、全額自己負担で接種をして頂いております。県内では本年4月より、直島町が接種費用の4分の3を助成する事業を開始しております。本町におきましても、今後、国や近隣市町の動向等を注視しながら検討してまいります。

以上答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

はい、ご答弁でございました。

まず、私が考えていることは、まず、帯状疱疹とは何かということをスタートとして、広報とかそういった形でホームページとか広報とかそういった形で、まずそれを周知をして、普及啓発ですよね。そのことを周知を図っていくことが、まず第一歩であるんでないかなって考えておりますが、この点いかがでしょうか。お伺い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の再質問に答弁させて頂きます。議員おっしゃるとおり、周知、広報、啓発というのは非常に必要なものだと考えております。相談においでたから相談にお答えするだけではなく積極的にこちらからお知らせするように図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(隅岡 美子)

ご答弁でございました。

本当にこれから、各市町の三木町の事例もありますけれども、これ以外に全国でも始めている。助成を始めているところがございます。そういったことも大いに参考にして頂き、本町も早く帯状疱疹のワクチンが助成が出来たらいいなと思っております。それと帯状疱疹の予防接種は2種類あるということがネットで、グ

ーグル先生にお伺いしました。生ワクチンとそれから不活化ワクチンということで、2つあってどちらがいいかとか、メリット・デメリットそれぞれありますけれども平成30年の6月に国の厚生科学審議会ワクチン評価に関する小委員会において、定期接種化を検討中のワクチンの1つとして挙げられております。導入年齢に関しては、今後検討が必要であるということでございます。また、地方創生臨時交付金の使途として、帯状疱疹ワクチンへの助成は可能であるとの見解も示されております。発症を防ぐ意味から一定の年齢層を対象に、本町でも帯状疱疹ワクチンの助成ということでございます。地方創生臨時交付金の使途として、帯状疱疹ワクチンの助成はについて、このことについてお伺い致します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の再質問に答弁させて頂きます。

現在のところ助成を行っておりませんが、助成を行うに対しまして、コロナの対策の助成金を使うということについてはまだ今、検討したことがございませんので、今後、そのようなことを担当課とも相談しながら、助成をするかしないかというところから議論になりますけれども考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

これは要望でございますので、よろしくお願い致します。

それでは2点目の質問に入ります。子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の再開 についてであります。子宮頸がんは、子宮の入り口部分である子宮頸部に出来る がんで今も年間約1万人が罹患し、約2,800人が死亡しており、患者数・死亡者数 とも近年増加傾向にあります。子宮頸がんの要因であるヒトパピローマウイルス HPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の2011年度からのワクチン接種緊急促 進基金を活用し2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生の女子は、 接種を希望すれば無料で接種が可能になっています。ところが、接種後に全身の 痛みなど副反応と疑われる報告が相次いだため、定期接種のまま厚労省は、同年 6月から適切な情報が提供出来るまで、積極的な接種勧奨を中止致しました。接 種率は大幅に低下し、19年度に接種した人は対象の1.9%と推計されております。 昨年11月、厚労省専門部会で最新の知見を踏まえ、「安全性について、特段の懸 念が認められない」「接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回る」と 判断されたことから、厚労省が正式に再開を決めました。積極的勧奨が4月から 約8年ぶりに再開をされました。勧奨を差し控えで、接種機会を逃した女性に は、希望すれば公費で接種出来るキャッチアップ接種も行われます。キャッチア ップ接種の対象は、勧奨差し控えの間に対象年齢を過ぎた1997年4月2日から 2006年4月1日までに生まれた現在、16歳から24歳の女性で、合計3回の接種を

受けてないことも条件であります。4月から25年3月までの3年間、無料で接種することが出来ます。そこで、お伺い致します。

1つ目、本町はこれまで、HPVワクチンの接種対象者に対して、どのような周知を行ってきたのか、お伺い致します。答弁よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の本町はこれまでHPVワクチンの接種対象者に対して、どのような 周知を行ってきたのかのご質問に、答弁をさせて頂きます。

本町におきましては、国においてワクチン接種緊急促進事業が始まった2010年2月から対象者に個別に予診票を送付し接種勧奨を行い、定期予防接種が開始した2013年4月からも同様に接種勧奨をしてまいりました。

しかしながら、ワクチン接種と副反応との因果関係が特定されていないとして、 厚生労働省からの勧告により、平成25年6月14日からは積極的な勧奨を控え、昨年11月に厚労省が積極的勧奨を再開するまでの期間は、接種を希望する保護者に 対し、ワクチンの効果や副反応について説明し、理解して頂いた上で予診票の交付をしてまいりました。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(隅岡 美子)

答弁でございました。次に2点目の質問に入ります。これまで、接種後に何ら かの副反応があったか、お伺い致します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の本町で、これまで接種後に何らかの副反応があったのかのご質問に 答弁をさせて頂きます。

本町における副反応被害は、現在のところ報告はございません。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

ご答弁ございました。三つ目の質問です。HPVワクチンの積極的勧奨が再開された場合、情報提供についてどのような周知方法を予定しているのか、お伺い致します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員のHPVワクチンの積極的勧奨が再開された場合、情報提供について、 どのような周知方法を予定しているのかのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町における当該ワクチンの接種勧奨につきましては、令和4年4月1日より定期予防接種としての積極的勧奨を再開しておりますが、国が接種を推奨する標準年齢が中学1年生から高校3年生となっているため、当該年齢の対象者には予診票を個別に送付し、小学校6年生には、申し出のあった接種希望者に予診票を交付する対応をとっております。今年度につきましては、定期予防接種の対象の中

学1年生から高校1年生の対象者365人に対し、予診票送付時に厚生労働省作成のリーフレットを同封致しました。また、町広報紙や町ホームページ、メール配信等を活用し、ワクチンの安全性や有効性について広く周知を行っております。 以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

はい、ご答弁でございました。厚生労働省作成のね、リーフレットを同封致しましたということで、印刷をしてまいりましたけれども。厚生労働省の詳細版と概要版と2種類ございましたので、ちょっと画像をお願いします。こんな感じ。こういった感じで、これA4のこれは概要版です。HPVワクチンについて知って下さい。あなたと関係のあるがんがあります。ということで、これは概要版です。そして、また、その中でも詳細版ということがあります。この位で。はい。2種類カラー版でね、ありましたということをお伝えしたかったです。これはやはり大変大事なことなんで、やはり安全性が大事、また、スピーディーな対応が大事ということで、そういう風に私は考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。それでその当事者に対して、宛名は、本人はもちろんですけれども、どういった宛名の、何々世帯主の名前書いて、その下に対象者の名前を書いて送付するんでしょうか。お願いします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の再質問にお答え致します。

議員おっしゃるとおり、世帯主の名前と対象者本人の名前でお送りさせて頂いて おります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

何でその質問したかと言いますと、やはり、おうちの方が受け取って、その本人の名前で来とんですけど、おうちの方が開けて本人に知らせなかったとか、そういったことのないようにして頂けたらなと。いうことで、そういったことをお伺い致しました。

続いて、4つ目の質問です。定期接種対象年齢以外への救済制度が導入された場合、情報提供について、どのような周知方法をお考えなのか、お伺い致します。 よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の定期接種対象年齢以外への救済制度が導入された場合、情報提供について、どのような周知方法を考えているかのご質問に答弁をさせて頂きます。 本町におきましては、積極的接種勧奨を控えていた期間に接種の機会を逃された 方が、公費で接種できるキャッチアップ接種の対象者は651人いらっしゃいます。 これらの方にも、定期予防接種の対象者と同様、予診票送付時にリーフレットを 同封し、接種勧奨を行うとともに町広報紙やホームページ、メール配信等を活用 し、ワクチンの安全性や有効性について広く周知を行っております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

はい、ご答弁でございました。これ1回送付します。で、やっぱり受診率向上 のためにコールリコール、再勧奨というのがございますよね。電話とかで。これ も、該当するんでしょうかね。はい、お願いします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の再質問に答弁させて頂きます。

積極的勧奨が始まったのは、この4月からでございますので、現在のところまだ 予診票を送った段階でございます。これからの接種率とか問い合わせによりまし て、その辺り考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

ご答弁でございました。各種がんの受診率は50%と目標がございますので、しっかりと、また、事後になるんですけど、そういったコールリコール、手紙とか電話で受診勧奨、再受診勧奨を促して頂けたらと思います。よろしくお願い致します。

続きまして、3点目の質問に入ります。3点目の質問は、済みません。5点目の質問しておりませんでした。済みません。HPVワクチンの定期接種対象年齢を過ぎたため、自費で接種費用を負担された方への助成をどのように考えているのか、お伺い致します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員のHPVワクチンの定期接種対象年齢を過ぎたため、自費で接種費用を負担された方への助成をどのように考えているのかのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、当該予防接種の積極的勧奨を差し控えていた約8年間に、数名の方が自費で接種をされていると想定しております。今後、公費による償還払いの対象とするかどうかにつきましては、近隣市町の動向を注視し、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

大変失礼致しました。ご答弁有難うございました。

それでは、3点目の質問に入ります。アピアランスケアについてであります。

聞きなれない言葉ですが、アピアランスとは、広く、外見や見た目を表す言葉です。アピアランスケアとは、手術や治療が原因で起こる頭髪等の脱毛や皮膚の爪

の変形、手術の傷痕など外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するケアのこと です。国立がん研究センターによると、抗がん剤治療中の患者に身体症状の苦痛 度を伺ったところ、とりわけ乳がんの女性患者では、外見の変化に関する項目と して、1位が頭髪の脱毛であり、まつ毛、眉毛の脱毛、足の爪の剥がれなどが上 位に挙げられました。さらに外見の変化により、約4割の方が外出の機会が減っ た。人と会うのが、おっくうになった。と日常生活に大きな影響を与えている現 状があります。がん治療等の副作用による容姿の変化の心理的負担は大きく、社 会参加の減少、就業困難などに繋がると考えます。また、乳がん化学療法を受け られた日本人女性1,500人を対象とした調査では、脱毛を経験した患者の88%がウ ィッグを使用しているそうです。本町においても、がんと闘われている方もおら れると思います。香川県は新年度予算に、がん患者医療用補正具助成事業とし て、20歳から39歳、若年がん患者に対し、がん治療による外見変貌を補う補正具 の購入費用を新規事業として計上、補助対象は全頭用ウイッグ、胸部補正具につ いて補助率3分の1、上限は補正具の種類ごとに1万円、1人につき2万円まで としております。私は、大変すばらしい取組だと思っております。悩みを抱える 方々にとって大きな朗報であると思います。

そこで、お伺い致します。1つ目、本町において、アピアランスケアについての お考えをお伺い致します。ご答弁よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の本町におけるアピアランスケアについての考えについてのご質問に 答弁をさせて頂きます。

本町におけるがん検診は国の指針に則り実施しておりますが、各種がん検診の受診率は、国や県の受診率を上回っております。また、測定結果が正しいものとなるよう、精度管理も確実に行い、がんの早期発見に努めております。特に乳がん検診につきましては、令和3年度では47名が要精密検査の対象となり、4名のがん患者が発見されております。

隅岡議員のおっしゃるとおり、がん治療を受けられる方の中には治療の負担に加え、外見の変化により、身体的、心理的負担や苦痛を伴い、社会参加や就職にも大きく影響されている方もいらっしゃいます。そういった方々の相談先は主に医療機関であり、本町の保健師への相談は今のところございませんが、アピアランスケアについて広報周知に努め、保健師が身近な存在として、悩みや困り事について気軽に相談して頂ける環境づくりと施策の充実に努めることが重要と考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(隅岡 美子)

ご答弁でございました。私もこの質問をする時に、アピアランスケアって何っ

ていうところから始まりました。またまだ、アピアランスケアという言葉自体 も、まだまだ、ご存じない方も多いかなってこのように感じております。そうい ったことで認知度が低いことがあり、適切な情報が得られておりません。まず、 情報を提供することが大切であると考えております。どのような今後取組をされ るのか、いかがでしょうか。よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の再質問に答弁させて頂きます。

このアピアランスケアにつきまして、本当に町内でもまだ周知はされておりませんし、このことについて取り上げるという機会が今のところございません。今後、この言葉と同時に、そういう患者さん方のお話を聞いたりする場を設けながら、勉強していきたいと考えております。町ホームページ、広報とかホームページで色々と町民の皆様に周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

ご答弁でございました。

また今、課長が申されてましたように本当にそうだなと思っておりますので、今後、期待をして取組をよろしくお願いしたいと思います。要望でございます。次の2つ目の質問に入ります。県の補助対象は、20歳から39歳の若年層に限定されております。同じ悩みを抱える、より多くの町民に対応するため、県の対象以外の年齢層まで範囲を広げるよう、町独自の補助は出来ないのか、お伺い致します。ご答弁よろしくお願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の県の補助対象は、20歳から39歳の若年層に限定されているが、同じ悩みを抱える、より多くの町民に対するため、県の対象以外の年齢層まで範囲を広げるよう、町独自の補助は出来ないのかのご質問に答弁をさせて頂きます。令和4年4月より県が、がん患者医療用補正具助成事業を開始しておりますが、県が行った調査では今のところ、県内市町では「検討なし」若しくは「検討中」であります。本町におきましても、今後、近隣市町の動向を注視しながら検討してまいります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(隅岡 美子)

ご答弁でございました。課長のただ今のご答弁の中から質問をさせて頂きます。がん患者医療用補正具助成事業、県の事業でございますが、県内市町で検討中と、あるという、文言が入っておりましたが、恐れ入りますが、分かる範囲で結構ですので、検討中はどこなのか教えて頂くことって可能なんでしょうか。お願いします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

隅岡議員の再質問に答弁させて頂きます。

今、手元に資料がございません。検討中の件数は分かっておりますけれども、具体的にどちらであったかというのは、今、持ち合わせておりませんので、お答え出来ません。答弁とさせて頂きます。

議員 (隅岡 美子)

また答弁の方、よろしくお願い致します。これもホームページから出したんですけど、高松市が今、補助、色んなリーフレットを出しております。まず、たくさんあるんですけど、まず、画像をお願いします。まず、爪に影響が出ますと言われたらどのようにしますかとか、安心安全でなくて、このようにしたらいいですよとか、具体的なアドバイスを示されておるパンフレットでございます。

次に、次は肌に影響が出ますと言われたらということでこれも2枚ありますね。いつもと同じか、ほんの少し丁寧にケアをすれば大丈夫ですよという風に書いてございます。これとか、そして最後、眉毛、まつ毛も抜けます。と言われたらということで、焦らないで、少しの工夫と練習で目立たなくなります。ということで、これも2枚に渡って詳しく対処方法など、詳しく書いてございます。こういったことで高松市もリーフレットを出しておりますので、ぜひ、本町においても、まだまだ、検討中のとこまではいきませんけれども、今後に期待をして、しっかりと安全安心、住んでよかったと言える多度津町を目指し、さらに頑張って議員共々、町民の皆様のご要望をしっかりと心にとめて、しっかり頑張っていかなければならないんだと、このように思っております。

以上で、11番、隅岡 美子の一般質問終わります。

ご答弁有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を10時45分にしたいと思います。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時45分

議長(村井 勉)

それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、7番、金井 浩三 君。

議員(金井 浩三)

7番 金井 浩三、小学校の通学路について一般質問させて頂きます。

新学年が始まり、はや2ヶ月が過ぎていきました。私も自治会長をしているため、朝、立哨に立って挨拶をし、小学生の道路の横断を見守っています。気持ちがいいものです。しかし、2021年6月28日、千葉県八街市で歩いて下校途中の市立朝陽小学校児童の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷する事故が発生し、うち小学3年生と2年生の男子2名が死亡した悲惨な事故が起きました。子供は家族の宝、町の宝、日本の宝です。この道路には歩道がなかったため、早急に歩道の確保をするように対策を打ったそうです。多度津町には四つの小学校があり、四校区に分かれています。その中には交通事故に遭う可能性が高いと見られる危険な箇所があると思います。2022年3月11日の四国新聞に県内の小学校の通学路を対象にした緊急点検で判明した危険箇所について、県教委は10日、市町別の箇所を公表しました。その中で、対策が必要な箇所数で、多度津町は16箇所になっています。危険箇所の対策について、政府は2023年度末までの完了を目指してとなっています。そこでお伺いします。どこの校区に危険な箇所が何箇所あるのか教えて下さい。また、その詳細についてもご報告お願いします。そして、この16箇所の対策をどのように取り組んでいるのか説明お願い申し上げます。

教育課長(竹田 光芳)

金井議員のどこの校区に危箇所が何箇所あるのか、また、その詳細についてをまず、最初に答弁をさせて頂きます。

昨年8月、9月に行った警察、中讃土木事務所、総務課及び建設課とともに町内 の合同点検において確認された危険箇所は、多度津小学校区が3箇所、豊原小学 校区が4箇所、四箇小学校区が5箇所、白方小学校区が4箇所の計16箇所でござ います。まず、多度津小学校区3箇所のうち、1箇所目は多度津町東浜3-23地 先で、さぬき浜街道へ合流する道路であり、道幅は狭いが交通量が多い所であり ます。2箇所目は多度津町家中10-25地先交差点で、愛光保育園の近くで、横断 歩道の白線が消えかかっております。3箇所目は多度津町西浜9-21地先で、い わゆる城ヶ下と呼ばれている所です。さぬき浜街道の抜け道となっており、道幅 が狭いにも関わらず、速度を上げた車が走り抜けることもあります。また、豊原 小学校区4箇所のうち、1箇所目は多度津町幸町3-7地先で、自動車学校の前の 道で、交通量が比較的多い通学路であります。 2 箇所目は多度津町大字南鴨 739-1地先交差点で、豊原小学校西にある交差点で、主要な通学路であります。 3箇所目は多度津町大字葛原1488-1地先等で、住宅街の中の通学路であります。 4箇所目は多度津町大字南鴨366-3地先です。住宅街にある比較的道幅の広い道 路で、児童が広がって歩くことが多いため、危険であります。続いて、四箇小学 校区5箇所のうち、1箇所目は多度津町大字山階1946-3地先交差点で、四箇小 学校の南西にあります交差点は、道幅が狭く、対向するのもギリギリですが、車 の往来は多い通学路であります。2箇所目は多度津町大字三井421-4地先交差点

で、四箇小学校の南側にあります。横断歩道の白線が薄くなっていた見通しがあまりよくない交差点であります。3箇所目は多度津町大字青木96地先交差点で、四箇小学校の北側にあります。道幅が狭く、車がスピードを落とさず往来しており、過去にも交通事故が起こった場所であります。4箇所目も四箇小学校の北側にある交差点で、道幅が狭く、対向するのもギリギリですが、車の往来は多い通学路であります。5箇所目は多度津町大字山階1411-1地先交差点で、三宅医院の近くにあります。細道から交通量の多い県道に出る自動車、児童の事故がこれまでに数件起こっております。最後に白方小学校区4箇所についてですが、1箇所目は多度津町大字西白方984-1地先で、海岸寺駅へ続く直線道路であります。2箇所目は多度津町大字西白方813地先交差点で、斜めに少しずれて繋がっている見通しが悪い交差点であります。3箇所目は多度津町大字西白方816-1地先で、見通しがよい直線道路ですが、途中から道幅が狭くなっております。4箇所目は多度津町大字西白方495-2地先で、カーブが続く道で、道幅が狭く、見通しが悪い所があります。以上が16箇所の箇所と詳細でございます。

続きまして、ただ今申し上げました16箇所の対策の取組についてのご質問に答弁 をさせて頂きます。まず、多度津小学校区の1箇所目の多度津町東浜3-23地先 につきましては、外側線がかなり薄くなっておりますので、外側線の引き直しが 必要と考えております。2箇所目の多度津町家中10-25地先交差点は、令和3年 度中に横断歩道の白線が消えかかっていた部分を警察によって引き直しが行われ ました。3箇所目の多度津町西浜9-21地先は、グリーンベルト等の対策が必要 と考えております。また、豊原小学校区4箇所のうち、1箇所目の多度津町幸町 3-7地先につきましては、ガードレールやグリーンベルトの設置の検討が必要と 考えております。 2 箇所目の多度津町大字南鴨739-1地先交差点は、令和 3 年度 に警察により横断歩道が設置され、今年度中にグリーンベルトを設置予定です。 3箇所目の多度津町大字葛原1488-1地先につきましては、歩道やガードレール がある部分もありますが、それらがない部分に対する検討が必要と思われます。 4箇所目の多度津町大字南鴨366-3地先は、今年度中にグリーンベルトが設置さ れる予定であります。続いて、四箇小学校区5箇所のうち、1箇所目は多度津町 大字山階1946-3地先交差点につきましては、外側線が薄くなっている部分の対 策が必要だと考えております。2箇所目は多度津町大字三井421-4地先交差点は、 令和3年度に横断歩道の白線は引き直しが実施されております。3箇所目の多度 津町大字青木96地先交差点につきましては、線の引き直し等の対策が必要と考え ております。4箇所目の四箇小学校北側にある交差点につきましては、スピード の出し過ぎを防いだり、事故防止を訴えたりするなどしてドライバーに注意喚起 をしていくことが重要と考えております。5箇所目の多度津町大字山階1411-1地先交差点は、ドライバーへの注意を促す標示が設置されております。最後に

白方小学校区4箇所についてですが、1箇所目の多度津町大字西白方984-1地先につきましては、グリーンベルトの設置を検討しております。2箇所目の多度津町大字西白方813地先交差点につきましては、見通しの対策が難しいため、交通安全に気をつけるよう、児童への交通安全指導を徹底しております。3箇所目の多度津町大字西白方816-1地先は、ドライバーに注意を促す標示等の設置を検討しております。4箇所目の多度津町大字西白方495-2地先につきましては、見通しが悪い所があります。カーブミラー以外の対策が検討されております。このように危険箇所16箇所のうち、昨年度末時点で対策済みは4箇所となっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

それでは再質問させて頂きます。道路幅が狭いところが7箇所ほどありますが、 そこは用地買収して道路幅を広くするのでしょうか。また、残りはいつまでに対 応するつもりでしょうか。ご答弁お願いします。

建設課長(三谷 勝則)

金井議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど教育課長の方から答弁のありました危険箇所16箇所のうち、7箇所について道路が狭いという表現がございました。このうち7箇所のうち2箇所については、県道との交差点部分がございます。その部分については県の方の計画がございますので、ちょっと時期は今、分かりませんが、計画が入ってますので拡幅される予定になっておりますが、あと7箇所についてですね、町の方で現在、道路事業の拡幅工事の計画はございません。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

済みません。そしたら、あとの残りはいつまでに対処するつもりでしょうか。 答弁お願いします。

教育長(三木 信行)

金井議員の再質問にご答弁を申し上げます。

道路をどのように改善していくか拡幅していくかについては、予算の確保というのがありますので、教育委員会としては、その要望を出しながらということになると思いますが、それまでは、優先順位をつけながらですね、重点的に交通安全を図っていかなければいけないと思っています。子供たちには一つのポイントとして、自分たちの登下校の安全はもちろん、そういうことについて、町の行政の方、そして、交通指導員の方、地域の方が見守って頂いたり、改善について大変努力を頂いているということをしっかり踏まえた上で、町内を問わず、自転車に乗ったり、そういう通行については十分注意をして大切な命を守るということで指導をしていきたいと思います。行政の方でですね、対応していくとともに、子

供たち自身の交通安全ということについて、認識をですね、やっぱり深めていく ということも大切だと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

済みません。また再質問させてもらいます。グリーンベルトとかガードレールなどの設置が必要というところは、早急に出来るのではないでしょうか。答弁お願いします。

建設課長(三谷 勝則)

金井議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

現在、通学路の点検において今回出てきました危険箇につきましては、一応整理をした上で、当然、予算化していく必要がございます。その中で、今回の通学路の緊急対策として交通安全対策補助制度というのが、国の方で要綱が作られていますので、そういったところの予算を使いながら、進めていきたいと考えております。当然、今議員さんの言われたようなガードレールとかグリーンベルトについては緊急的に、すぐに予算的に対応が出来るものは、緊急的に進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

早急な対応、よろしくお願い致します。

次にまいります。2020年度、香川県で小・中学生を巻き込んだ交通事故が65件発生しましたと報道がありました。多度津町では、2021年度、小・中学生を巻き込んだ交通事故がありましたか。お答え下さい。

教育長 (三木 信行)

金井議員の多度津町で、2021年度に小・中学生を巻き込んだ交通事故がありましたかのご質問に、答弁をさせて頂きます。

小・中学生が関係した交通事故は5件です。昨年度、小学生を巻き込んだ交通事故は報告されておらず、いずれも中学生によるものです。ただ最近では、中学校での交通ルール順守の指導や交通指導委員の皆様の従来の小学校の立哨に加えて、中学校の通学路でも朝の立哨をして頂いていることが、交通マナーの向上及び交通事故の減少や重大事故発生防止に繋がっていると感じております。今後も児童・生徒が交通事故に巻き込まれることのないよう、交通指導員の皆様のご協力を得ながら、各園・学校での指導を続けてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

中学生による事故が5件とありましたが、その内容の説明をよろしくお願いします。

教育課長(竹田 光芳)

金井議員の昨年度起こった中学生5件の事故についての内容について答弁をさせて頂きます。

まず1点目です。昨年7月に発生した事故でございます。中学校1年生の登校時 に栄町3-2-10付近の交差点という形になっております。当該生徒につきまして は、自転車で登校中に交差点を横断しようとしたところ、軽自動車が左折しよう とした時に軽自動車と接触したというような事故でございます。損害の程度につ きましては、生徒の方が右肘が軽く当たったという形なので、避けた際に左腰を 痛めたような事故でございました。2件目でございます。昨年10月に起こった事 故です。3年生の事故でございます。場所につきましては、京町8-5付近の道路 という形です。自転車で登校中の生徒が出勤途中の原付自転車と接触し、両者が 転倒したという形でございます。当該生徒につきましては、左足の打撲、右小指 の擦過傷という事故でございます。3点目でございます。昨年11月でございます。 1年男子ですね。こちらの方は、登下校中通学の時間帯ではございません。友達 の家で遊んでいて帰宅する途中に自動車と出会い頭に衝突したという形でござい ます。頭部を打った形もありましたので、頭部の検査の結果、異常が見られなか ったが一晩入院することになったという形でございます。頭部に擦過傷、左腰を 打撲っていう形の交通事故でございます。4点目です。昨年12月の事故です。こ ちらの方は、登下校の時です。桜川1丁目の地下道の所ですね。で、自転車で、 本来自転車で乗ってはいけないところなんですが、自転車に乗っていたような形 で、相手の方も自転車に乗っていて、すれ違いざまに接触はしてないんですが、 すれ違った時に相手が転んでしまったっていうような事故でございます。相手の **方が頭に擦過傷を負ったというような事故でございます。最後、5件目でござい** ます。本年2月になります。こちらの登下校の時です。場所につきましては、町 民健康センター付近前の交差点という形です。通学路を下校していた時に、そち らの交差点を青信号確認して横断歩道を横断中に、信号を無視して入ってきた軽 自動車と接触したというような事故でございます。生徒につきましては足の甲か ら足首にかけて傷みがあるっていうような損害の程度でございました。

以上、5件の内容でございます。答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

平均、比較的軽い事故で良かったですね。

以上で、私の質問を終わります。有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって7番、金井浩三議員の質問は終わります。

これより、休憩をとります。

再開を13時と致したいと思います。よろしくお願い致します。

休憩 午前11時12分 再開 午後1時00分

議長(村井 勉)

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、3番、天野 里美 君。

議員 (天野 里美)

す。

マスクを外させて頂きます。

皆さん、こんにちは。3番 天野 里美です。よろしくお願い致します。 現在の子供をとりまく状況と課題、今後の対応について、質問をさせて頂きま

日本社会における経済的格差は、ますます顕著になり、日本の子供の貧困率は、 国際的にも際立って厳しい状況にあると指摘されています。その対策として、子 供の貧困対策の推進に関する法律なども定められていますが、いまだに改善の兆 しを見出すことが出来ません。昨年末に公表された子供の貧困に関する国の初め ての実態調査結果によると貧困世帯の4割近く、ひとり親世帯では、3割が食料 を買えなかった経験があるとなっています。子供が大学進学を目指す割合も全体 より低いなど、ひとり親世帯など貧困世帯の子供が生活や教育面で影響を受けて いる実態が浮き彫りになりました。また、通学や仕事をしながら、高齢や障が い、病気等で援助が必要な家族を介護したり、兄弟の世話や家事など、本来、大 人が担うような役割を日常的に行っているヤングケアラーと呼ばれる18歳未満の 子供も増加しています。政府の最近の調査によると、小学6年生の6.5%、中学 2年生で5.7%、高校2年生で4.1%の子供から世話をしている家族がいるとの回 答があり、周りに相談出来ず、孤立している実態が明らかになりました。家族の あり様、介護の問題等、様々な問題の社会的な解決と子供たちを支援する仕組み が必要です。一方、文部科学省の2020年度調査によると全国の小・中・高校・特 別支援学校における不登校の児童生徒は19万6,127人で、過去最多となりまし た。また、いじめの認知件数は51万7,163件、さらに2020年の小・中・高校生の 自殺者は499人に上り、これも過去最多です。18歳以下の自殺は長期休業明けの 時期に増加する傾向にあり、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる休 校、そして、事業所の休業がひとり親家庭を中心とした保護者の就業環境に影響 を与えたことなどにより、家庭環境が変化し、児童・生徒の心が不安定になった ことが原因の一つであると考えられます。長引くコロナ禍のなか、学校生活を送 っている子供たちは補充授業の増加、学校行事の縮小、オンライン授業への切替 え等、密を避けての不自由な生活を送っています。子供と教師、また、子供同士 のコミュニケーション不足が心配されるなか、学校が子供の育ちを十分に保障しているのかどうかの検証が必要だと言われています。新型コロナウイルス感染症の終息の予測がつかない中、子供たちの抱えている困難な状況をどう変革していくのか、子供を支援する取組の重要さは益々大きくなっています。そこで、大きくはコロナ禍における学校生活、ICT教育、ヤングケアラーの3点について質問をさせて頂きます。

大きくは1番目の項目、コロナ禍における学校生活についての質問です。まず1 点目の質問です。コロナ禍の前と後では大きく変わってきたと思いますが、学校 における学びの保障、育ちの保障、学校生活において大きく変わった点は何でし ようか。質問致します。

教育長(三木 信行)

天野議員のコロナ禍の前と後で、学校生活において大きく変わった点について のご質問に答弁をさせて頂きます。

コロナ禍の前と後では、学校生活に様々な変化がありましたが、ここでは大きく変わった点として大きく3点と考えております。まず1点目は、常時マスクを着用し、手指消毒や換気を徹底することです。2点目は学校行事の持ち方の工夫です。感染対策を徹底した上で、子供たちの学び方や育ちをこれまで同様に保障していくために運動会や学習発表会を学年ごとの分散開催としたり、修学旅行の行き先や日程等を変更したりしています。3点目はオンライン授業の進展です。学級閉鎖になった場合の学びの保障として、GIGAスクール構想で配備された1人1台端末も利用しながら、オンラインで健康観察や授業を行う環境が整いました。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

次に、2点目の質問です。学校生活が大きく変わった中で、特に工夫して対応 している点、また、対応がなかなか難しい点、それぞれについて質問致します。

教育長(三木 信行)

天野議員の学校生活が大きく変わった中で、特に工夫して対応している点、対 応がなかなか難しい点についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど答弁した学校行事の実施につきましては、特に工夫して対応しています。 例えば、人の制限だけではなく人の動きや流れについても事前にシミュレーションを行い、なるべく接触する機会を減らして感染を防ぐように努めています。対応がなかなか難しい点は、保護者や地域の方々の考えや意見には個人差があり、全ての方に納得してもらえるような対策や対応を行うことです。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (天野 里美)

再質問させて頂きます。1番目の質問のご答弁で修学旅行の行き先や日程等を変更したりとありましたが、具体的にはどのような対応をされたのでしょうか。また、ただ今のご答弁で、対応の難しい点は保護者や地域の方々の考えや意見には個人差があり、全ての方に十分納得してもらえるような対策や対応を見いだすことですとありましたが、確かに全ての方に十分納得して頂くことは難しいとは思いますが、具体的にはどういう案件についての理解が難しかったのでしょうか。また、地域や保護者の方への理解を求める際、きめ細やかな説明が必要だと思うのですが、どのような方法でとっていらっしゃるのでしょうか。お願い致します。

教育長 (三木 信行)

天野議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

まず一つ目、修学旅行の行き先や日程等の変更について具体的にお話を致しま す。まず今年度のことですが、中学校は当初の計画どおり、北九州への2泊3日 の修学旅行、4月24日から実施をして終了しております。小学校は今年度9月か ら11月にかけて1泊2日で、京阪神方面が3校、広島、山口等の中国方面が1校 となっており、いずれも現段階では感染状況の推移を注視しながらですが、対策 を行って、こんな時にはこういう風に対応しようと決めた上でですね、ぜひ実施 をしたいと考えています。さて日程等の変更についてですが、昨年度のことです が、中学校は4月の北九州2泊の修学旅行が日帰り県内2回ということで、変更 になりました。小学校は、1校は9月、京阪神1泊が日帰り2回、10月と11月に 県内と高知1回ずつになりました。それからもう1校は9月に、この学校は、昨 年度から山陰でいこうという風に決めてたんですが、なかなかその時期に難しく なりまして、結局9月の山陰の1泊旅行を諦めまして、11月に日帰りで高知へ行 きました。それから9月に京阪神1泊を予定していた学校、これは11月に1泊2 日で高知の方へまいりました。それから11月に京阪神を予定していた学校は、 11月は同じだったんですが、行き先を変えて、山口で1泊という修学旅行を実施 致しました。これらについてはですね、保護者のご意見とかですね、感染状況を 踏まえましたが、一つには県からの通知で、昨年度、10月の初旬まで、まん延等 防止対策もありまして、県外への修学旅行、宿泊を伴う活動をしないという要請 があったということも大きかったと思っています。ある学校につきましては2回 の変更ということで、非常に準備や旅行業者との対応で繰り返した、いうような 学校もありました。以上が修学旅行です。2点目のどういう案件についての理解 が難しいかについてお答えを致します。現在ですね、やや分かれると思われるの が、熱中症対策を優先したマスクを外すことです。おそらく5月28日より以前の 週ではかなり意見が分かれているところですが、今、少しずつ固まってきてると ころだろうと思います。それから、それ以外では、前年度、前々年度を振り返り

ますと、令和2・3年度は運動会をすること自体、それから延期をすること、参 観保護者の数を制限すること、あるいは昨年は無観客となった学校もありまし た。修学旅行、部活動、この辺りがですね分かれるところです。特に今振り返っ た時にですね、記憶に残っているのは令和3年度、昨年度、夏休み明けです。9 月1日から通常どおり学校を始めることについてはですね、色々なご意見を頂き ました。学校にも教育委員会にも。この時はですね、県立高校は、実は3週間程 度夏休みを延長致しました。町内小・中学校は9月1日から予定どおり始めまし た。そういったところがですね、考えが分かれる意見としてありました。3つ目 ですが、地域や保護者に理解を求める方法です。まず保護者の方には、これま で、要所では町の教育委員会から文書を示したり、メールを出したりをしてきま した。各園・学校からも文書メールを出しておりますが、最近はですね、メール が多く、有効であるという風に園・学校からは聞いております。それから、全員 の保護者とですね、お話合いはなかなか出来ませんので、保護者との役員会での ですね、学校の取組に理解を求めるとともに意見を聴取しながら、こんな方向で いこうという方針を出しております。また当然ですね、納得が得られない、ちょ っとこれどうなのかなという思われる、保護者の方にはですね、個別に、現時点 ではこうなんですよっていう考え方や理由を説明して、学校の教育と感染を防ぐ ための両立のために協力をお願いしますということで説明をしております。あ と、地域に理解を求めるということについてですが、これ、ある小学校ですが、 年度の初めに、学校の教育活動に支援を頂いている方やその代表の方に集まって 頂きまして、その段階での実施の方向性や考え方について説明をし、ご理解を頂 いたそうです。例えば、お米作りであるとか、野菜作りであるとか、老人会でで すね子供遊びをして頂く方、あるいは母子福祉部で教育活動を手伝っておられる 方ということです。また、ある学校はですね、そういった代表者の方が来て頂い た折にですね、説明をして、ご理解を頂いたり協力を求めたり意見を頂いたそう です。その後は担当者とその支援の各組織の代表の方と協議をしながら、取組に ついての説明を進めていったということでして、それから、今学期末はですね、 児童民生委員の方が来て頂いて、各地区の児童と会を持つ予定にしております。 その日も学校の取組を説明する予定です。これ、ある校長先生がおっしゃったこ となんですが、どの学校もですね、コロナ禍だけれども地域との関係はもうぜひ 大切にしたいし、それだからこそ非常に重要なんだという話をされておりまし た。私どもから、各園・学校の校長先生・園長先生にお願いしてることなんです が、こういう事態ですので、まずですね、学校や園にあって先生方の共通理解を 図ること、先生方の考えがバラバラではもう何ひとつ前に進まないのでというこ とです。その上でですね、子供や保護者、地域、様々な考えがあっても協力関係 を作って乗り越えていくことをして下さいと。一つのことでも、色んな、色々な ご意見があると思いますが、成果は分かち合って、努力と我慢も分かち合ってですね、前進していくようにして欲しい。協力をして、学校・園を運営していこうと、そういうことでお願いをしております。

以上、答弁と致します。

議員 (天野 里美)

3点目の質問に入ります。新型コロナウイルス感染症の拡大が長引く中、文部科学省は4月4日、新年度スタートに合わせ、児童生徒や教職員に感染者が発生した場合の対応など最新の方針を整理してまとめた学校運営ガイドラインと衛生管理マニュアルの改定版、正式名称、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインを公表致しました。このガイドラインでは教職員に感染が拡大し、学校教育活動の継続が脅かされるケースを新たに想定し、校内の教員で授業を行うことが困難な場合には教育委員会と連携し、一時的に必要な教員を確保することも考えられると指摘。積極的に教育委員会に助けを求めるように促しております。教育委員会としては、どのような対応を想定していますでしょうか。

教育長(三木 信行)

天野議員の教職員に感染が拡大した際の教育委員会としての対応についてのご 質問に答弁をさせて頂きます。

小・中学校の教職員は県費負担教職員ですので、人的配置に関することは県教育委員会と連携して対応を考えていくことになります。その他、町教育委員会としては、感染が拡大しないように学校と相談しながら、学級閉鎖や検査等の対応について考えたり、オンライン授業を行うための環境整備に努めたりしております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

はい、再質問を済みません、させて頂きます。ただ今のご答弁では、小・中学校の教職員は県負担教職員ですので人員配置に関することは県教育委員会と連携して、対応を考えていくことになりますとありましたが、ということは、県教育委員会との連携はとても重要だと考えます。4月4日にガイドラインが示されて以来この件について、県教育委員会と協議をされた実績はあるのでしょうか、もしないのであれば、早急の対応をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長 (三木 信行)

天野議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

県教委の人事担当者とは、常に連携をとっております。今年度も4月から小学校・中学校それぞれの担当者と電話や直接対面で会って各校の教職員の状況を共

有しております。県教委の施策としましては、令和2年度以降の対応としましては、例えば令和2年、夏休みが短縮されたことがあったのですが、短縮された夏休みの後半から町内の中学校と二つの小学校につきまして、主として個別の学習支援のための非常勤講師を一定時間配置を頂いたことがあります。今年度は県教委の施策としましては、養護教諭の先生、保健室の先生が感染の関係で一定期間で登校出来にくい、出来なくなった時の緊急派遣事業が行われております。県の施策による教職員の配置につきましては、県内の各市町に公平公正に行われるべきものでありますし、教職員の人的支援、いわゆる急にですね、学校に入って頂ける先生というのも非常に限られておりますので、県教委とはですね、常に正直に困り感もですね、それから誠実に相談しながら、連携をとり続けたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (天野 里美)

はい。有難うございます。安心致しました。

続きまして、4点目の質問です。新型コロナウイルス感染拡大により、これまでの学校教育のあり方も変化を余儀なくされ、対面での集団授業の実施が困難になる中、子供たちの学びを止めない対策がとられていますが、併せて、この変化をいかに今後に生かせるかといったアフターコロナにおける教育のあり方を考えていかなければならない時期に来ているのではないかと思います。このコロナ禍の教訓を生かして、持続可能な新しい学校の姿について思うことがあると思いますが、いかがでしょうか。

教育長 (三木 信行)

天野議員の持続可能な新しい学校の姿についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のご指摘のとおり、このコロナ禍の教訓を今後に生かしていくことは、大変重要であると思われます。特に子供一人一人の学びを充実させていくことを考えるとオンライン授業や一人1台端末を活用した個別学習といったことを今後も日常の教育活動に取り入れ、効果的に活用していくことが考えられます。例えば、オンライン授業で学校から遠く離れたところにいる専門家に出前授業や講演を行ってもらったり、海外の学校と繋いで授業を行ったりすることが出来ます。また、一人1台端末にAIドリル等を導入することで、子供一人一人の理解度に合わせた最適なドリル学習を行ったり、個々の学びの状況をこれまで以上に的確に把握をし、個別の効果的な指導や支援を行ったりすることが出来ると考えられます。今後、日常的に活用していくことで、全ての教職員がICTを効果的に活用出来るようになれば、これまで以上にICTの教育効果が期待されると考えられます。一方で、ICTの効果的な活用は教職員の業務軽減に繋がるものと思いま

す。多忙な教職員の業務を軽減し、働き方を改善していくことも持続可能な新しい学校の姿としては必要と考えます。このように、子供一人一人の学びの充実と 教職員の働き方改革の改善の両方が実現すれば、持続可能な新しい学校の姿に近づいていくものと思います。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (天野 里美)

はい、有難うございます。

続きまして2番目の項目、ICT教育についてです。学校や教育現場では、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の取組に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、パソコンやタブレット端末を使用したオンライン授業が増えたことで、より一層ICT教育の必要性が高まってきました。ICT教育とは、教育現場で活用される情報通信技術そのものや取組の総称のことであり、GIGAスクール構想とは、全国の児童生徒を対象に一人1台端末と高速ネットワーク環境を整備することで、21世紀型教育の実現を目指す文部科学省の取組のことです。ICT教育には、メリット、デメリットがあると思うのですが、いかがお考えでしょうか。質問致します。

教育長(三木 信行)

天野議員のICT教育のメリットとデメリットについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご指摘のとおり、ICT教育とは教育現場で活用される情報通信技術そのものや取組の総称であり、GIGAスクール構想とは、全国の児童生徒を対象に一人1台端末と高速ネットワーク環境を整備することで、21世紀型教育の実現を目指す文部科学省の取組のことです。GIGAスクール構想においては、本町は各小・中学校に無線のネットワークを構築し、児童生徒にはiPadを整備しました。議員のご指摘のICT教育のメリットとして、児童生徒の視覚、聴覚からの情報量が増えることで、学習内容が理解しやすくなったり、興味関心が高まったりすることが期待されます。教師にとっても事前に準備をしたワーク等の学習資料を個々の端末に転送したり、大型モニターを活用してクラス全員の情報共有を図ることが可能となります。また、一人一人に端末を整備をしているので、個々の理解度や到達度の把握を授業ごとに行うことが出来ます。デメリットとしては、IT機器への設備を調達、管理運用する費用が高額となってきます。また機器の故障やシステム障害などのトラブルのたびに授業が中断する可能性があります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

はい。次に、ICT教育の2番目の質問です。デメリットの一つとして、私は

インターネットをめぐる問題が大きな課題であると考えています。インターネットの普及に伴い、有害サイトを通じた犯罪や長時間利用による生活リズムの乱れ、健康被害が深刻な問題となっています。トラブルを招かない使い方や適切に情報を取り扱うための情報モラル教育が、ますます重要なのではないでしょうか。子供たちだけではなく、保護者、教職員が正しく認識し、適切に対応していくことが大切だと考えますが、多度津町では具体的にどういった取組をされているのでしょうか。

教育長(三木 信行)

天野議員の情報モラル教育が重要であり、子供たちだけではなく、保護者、教職員が正しく認識し、適切に対応していくための具体的な取組についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のご指摘のデメリットであるインターネットの普及に伴い、有害サイトを通じた犯罪や長時間利用による生活リズムの乱れ、健康被害については、まさにインターネットを介した問題だと考えています。子供たちは自宅にあるタブレットやスマートフォンで、ウェブ環境へ繋がることが可能です。よって学校においては、情報教育やICT教育を通じて、情報モラル学習をしております。また本町で貸与しているタブレットは、平日あれば6時から16時までは利用可能で、その後は、授業支援アプリのみ利用出来ます。また、フィルタリングという機能で有害サイトへのアクセス制限をし、IDを付与することでセキュリティーを高めています。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

はい、再質問させて頂きます。ただ今のご答弁で、学校においては情報教育や ICT教育を通じて情報モラルを学習しているとありましたが、これは子供たちに対する取組でしょうか。それともこの中には、保護者や教職員も含まれているのでしょうか。お願いします。

教育長 (三木 信行)

天野議員の再質問に答弁を致します。

情報モラルの学習は、保護者、教職員も含まれるのかということですが、含まれます。教職員は、子供に情報モラル学習をする側、提供する側なので、取組は必ず必要です。保護者の方も理解と協力は欠かせないので取組を行っております。 以上答弁と致します。

議員(天野 里美)

済みません、再度質問させて下さい。子供、保護者、教職員に対する取組ですが、もっと具体的にどう取り組んでいるか再度質問させて頂きたいと思います。 お願いします。

教育長 (三木 信行)

天野議員の再々質問に答弁をさせて頂きます。

具体的な取組についてです。教職員の方は、県教委等から提供される指導資料や 指導事例などを活用して行っております。もちろん、現職教育において、それぞ れ研究したものでですね、取り組んでおります。保護者の方には、子供向けや保 護者向けの啓発資料を配布したり、町が児童生徒に貸与した端末の使い方や制限 についてお知らせをしております。コロナ禍の前は、子供向けの携帯スマホ教室 などの情報モラルの出張講座を行っていたんですが、その際にですね、保護者に も案内をしたりをしておりました。さて、子供に対してですが、主として高学年 から中学生ということになっていくんですけれども、位置付けとしては道徳、総 合的な学習の時間に行っており、また必要に応じて行っています。様々な事例を 挙げて行っています。具体的な事例を。例えば、有害サイトにアクセスしたため に、大きな被害にあった。不用意なラインとかインスタグラムの書き込みによっ て、大きな問題となったような具体的な事例を挙げて行っております。中学校で はタブレット端末を貸与する時には貸与式を行って、活用に応じて順次ルールに ついて、色々なお話をして指導していったそうです。大切なことはですね、情報 モラル教育なので、方法というよりも考え方とか心の持ち方が改善したり、向上 をしたりすることが大切であると考えています。今後ですね、子供たちの生きて いく社会を考えた時に、アクセス制限や禁止をするだけのやり方ではもう続けら れない、そういう時期がやってきています。また、1回の2回で習得出来るよう な魔法のような情報モラル学習はありませんので、根気よく地道に子供の心に届 く情報モラル学習を重ねていくことが最善であると考えています。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

本当に詳しく分かりやすい答弁頂きました。有難うございます。

続きまして、3点目の質問です。ICT教育の今後の課題としては教員のICT活用指導力だと思います。端末やインターネット環境の整備がいくら進んでも、うまく活用出来るかどうかは、各学校の取組、そして何よりも教員のスキルに左右されると思います。この点、今現在どう取り組んでいるのか、また、今後どう取り組もうとしているのか、質問をさせて頂きます。

教育長 (三木 信行)

天野議員のICT教育の今後の課題として、各学校の取組、教員のスキル向上のために、今現在の取組、また今後の取組についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

各学校の取組としては、学校内の研究授業でICTを用いた授業を行っています。また、各学校にメディア担当の教諭を指定し、情報交換等を行っています。

昨年度は、多度津中学校は県の学力向上モデル校の指定を受け、教育の情報化推進の研究を行いました。教諭のスキル向上としては、県教育センターの研修を受け、また、指導も頂いております。今後は、文部科学省のMEXCT(メクビット)に参加をし、コンピューターを利用した試験の実施や各校及び各教員の研究のための協力を実施してまいります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

有難うございます。新型コロナウイルス感染症を一つの契機として、持続可能な新しい学校の在り方に向け、ある意味、大きな変革期に差しかかっているように思われます。大変な時期かとは思いますが、子供たちの学びの保障、育ちの保障を第一に考え、積極的な学校運営をこれまで以上に行って頂きますようお願い申し上げます。

最後に、大きくは3点目の項目、ヤングケアラーについてです。まず1点目の質問です。厚生労働省がヤングケアラーの実態調査を行った時、学校や大人にしてもらいたいことを自由記述で聞いたところ、辛さを分かって欲しい。自由な時間を増やして欲しい。相談出来る場所が欲しい。頑張って世話をしていることを認めて欲しい。ほめて欲しい、などがあったということです。多度津町では、このヤングケアラーに対して、実態調査については、1年前、令和3年6月定例会一般質問の答弁において、実態調査は実施していない。ということでしたが、その後、何らかの調査を行ったのでしょうか。もし、まだなら、今後、実態把握のための調査を行うお考えはあるのでしょうか。質問させて頂きます。

町長(丸尾 幸雄)

天野議員の今後、実態把握のための調査を行う考えはあるのかのご質問に答弁 をさせて頂きます。

本町におきましては、町独自の実態調査は行っておりませんが、現在、県において、相談支援機関等を対象に県内のヤングケアラーの実態調査を実施しております。調査期間は6月10日から24日までの2週間で、調査対象機関は学校関係では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに。貧困世帯に関わる機関としては、生活保護ケースワーカーや民生委員・児童委員に。また、高齢者に関わる機関としては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に。さらには、各市町の保健師や要保護児童対策協議会等、現場での支援や相談を受けている支援員等、約4,000人となっております。調査方法は、対象者に配布されるチラシに掲載しているQRコードを読み取り、回答ページにアクセスするかインターネットで直接URLを入力して、アクセスして回答する方法と子育て県かがわ情報発信サイトにアクセスして回答する方法となっております。この調査の結果をもとに本町の実態を把握し、今後の対応を検討してまいりたいと考えておりま

す。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

はい、再質問させて頂きます。実態調査について再質問致します。調査内容は、具体的にはどのような内容なのでしょうか。分かる範囲で構いませんので、よろしくお願い致します。また、調査結果の公表については、市町別の実態が分かるような形で公表されるのでしょうか。調査機関である県との連携が必要だと思いますが、その点、現状はどうなっているのでしょうか。お願いします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

天野議員の再質問に答弁させて頂きます。

現在、香川県子ども家庭課におきまして、香川県ヤングケアラー実態調査を行っております。内容でございますけれどもアンケート序盤で、それぞれのこれまでヤングケアラーに携わったかというようなこと、それと自分が所属している機関という質問から始まりまして、中盤では、その関わったケースについて具体的に年齢であったり、どういう状況であるか、どういう家族構成かという細かい内容を聞かれております。終盤では、自分が関わったものを基に、今後の課題、連携が必要な、今、連携がとれてないのはどうしてかというような考え方、今後の課題、意見について聞いております。そのような実態調査を現在、行っております。県に問い合せましたところ、今年度中の事業でありまして、何月頃に回答・集計が出来るかということは、まだ分かっていないという回答でした。日頃から子ども家庭課とは保育所の関係もそうですし、虐待の関係もありますので、日頃から担当は連携をとって進めております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

はい。しっかりと連携をとって頂いているということで、安心致しました。 次に2点目の質問です。厚生労働省は今年4月22日、介護保険最新情報1070を発 出し、他機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを紹介、全国の 自治体に活用を促すとともにヤングケアラーと接する可能性のある専門職、関係 団体などに周知するよう要請を致しました。また、厚生労働省は5月14日までに 学校や自治体などが連携支援するためのマニュアルを公表し、主体となる機関や 部署を決め、コーディネーターを配置することを提言、ヤングケアラーの子供の 早期発見に向け、問題への理解を深めることが重要だとしています。これを受 け、多度津町ではどのような対応をしているのか、質問させて頂きます。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

天野議員の多度津町ではどのような対応をしているのかのご質問に答弁をさせ て頂きます。 本町における現在の対応と致しましては、地域においては民生委員・児童委員等、現場で活動されている方々から、また、教育現場からはスクールカウンセラーや教職員からの情報を基に、それぞれの家庭の事情に応じた支援を行っております。特に深刻なケースにつきましては、要保護児童対策部会の支援対象に取上げ、支援の方向性について関係機関が協議しております。また、子供への支援だけでなく、介護の対象となっている家族に対しましても、福祉サービスの利用に関する情報提供やそれぞれの実情に合った支援機関の紹介も行っております。議員のおっしゃるとおり、小学校6年生を対象とした国の調査においては、15人に1人が家族の世話をしていると答えていることから、本町におきましても周囲が気づかないケースが相当数あるものと考えております。先ほど申し上げました現在行っている県の実態調査の結果が公表されましたら、関係機関と連携を図り、具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

済みません。先ほどのご答弁で、既に幾つかの支援を行っているようではありますが、ご答弁の最後に現在行っている県の実態調査の結果が公表されましたら、関係機関と連携を図り、具体的な対応を検討してまいりたいとありました。私は県の実態調査が公表されれば、早急な対応が必要だと考えています。そのためにも連携を図るべく、関係機関は事前に想定しておくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

天野議員の再質問に答弁させて頂きます。

現在、多度津町では、多度津町地域サポートネットワーク連絡会議という会議を設立しております。これは平成19年4月1日に設立したものですが、平成21年を最後に会議が行われることがなく、令和2年に改めて再開したものでございます。その目的としまして、各種福祉団体、医療保健団体、地域のネットワーク、また行政、行政機関、様々な構成員によりまして、高齢者、児童及び障害者等の福祉の促進を図ることと致しております。先ほどの要保護児童対策部会もこのネットワーク連絡会議の中の一つの部会と位置づけまして、連携を図っておるところでございます。内容に取上げる内容によりましてその構成委員から、必要な機関に集まって頂いて協議をしているという、今現在、そういうネットワーク会議を持っております。ですので、今後ヤングケアラーの問題が出てきましたら、また関係機関が寄って、それぞれの対応をしていくということになると思いますが、今現在も、そういうネットワークの連絡会議を通して連携をしております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (天野 里美)

はい、残り11分となりました。再々質問させて頂きます。

先ほどお話ししました。映したい。再々質問をさせて頂きます。先ほどお話しさ せて頂いた令和4年4月22日付けで出たものです。見えますかね。介護保険最新 情報、こちらの方に多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルと いうことで、計95ページ出ております。厚生労働省老健局認知症施策地域介護推 進課の方から出ております。こちらの方の通達文書の方をちょっと読み上げさせ て頂きますね。こちらの方の中にね、通達文書の中にヤングケアラーを早期に発 見し、支援に繋がるためには、福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携が 重要であることから、各都道府県等におかれまして、本マニュアルをご活用頂く とともにヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知して頂き ますようお願い致します。またね、こちらの方と、あと厚生労働省子ども家庭局 の方からも同じく、多機能・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルと いうことで、通達されております。カメラの方に映したいと思います。こちらの とこですね、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル、ケアを 担う子供を地域で支えるためにということで、かなりのページ数あります。こち ら先ほど言いました93ページあります。そこで、この中にですね、56ページから 59ページ、ちょっとねえ、文字が小さいので、映りにくいかなと思います。こち らにね、ヤングケアラー支援における主な、ズームしてみよう。ヤングケアラー 支援における主な関係機関とヤングケアラー支援における主な関係機関の機能及 び役割例ということで、詳しく記載されております。分野の方と機関名というこ とと、機能及び役割例まで詳しく掲載されております。これ再質問です。現在、 いくつとの関係機関との連携がとられていますでしょうか。また、役割等も共有 が出来ていますでしょうか。こちらに記載されております。ちょっと映しましょ うかね、1、いいですかね。もっと大きくせないかん、ちょっと待って下さい。 これ位でいけますか。もうちょっと、ちょっと、フォーカスで、有難うございま す。こちらの方に詳しく掲載されております、こちら先ほど、健康福祉課長の方 からありましたね、要保護児童対策地域協議会ね、こちらの方詳しく載ってま す。この下の方、見ますと、児童福祉分野あと児童福祉、あとね下にちょっと、 ちょっと映しにくいですね。下にね、教育っていうのが載ってるんです。ありま した。教育というのが載ってます。これ、3ページに及んで、詳しい内容が掲載 されております、ちょっとこっちも、いけるかな、ここも教育の方、書かれてま すよね。この中でちょっとフォーカスしましょう。はい。ちょっと読み上げさせ て頂きますね。見にくいのでね。こちらのね、教育のとこに記載されているの が、学校には教育や養成教員の他スクールソーシャルワーカー、スクールカウン セラーが配置されている場合があり、ヤングケアラー支援においても重要な役割 を担う教育、かなり大事、大切ですよと書かれております。で、障害、こちらの 方ちょっとズームしますね、障害福祉こっちね高齢者、障害福祉のあとこの下にね、高齢者福祉ってあるんですよ。いいですね、高齢者福祉、こちらは高齢者保険課の方が担当かなと思います。あと、こちらにね、ありました。こっちはね高齢者福祉課、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等ね。計3ページに及んで、地域においてはこうだよということで地域ちょっと、ズームしましょうね。子供の通う地域の施設、児童館、放課後児童クラブ等が記載されております。オーケーです、カメラ。はい、質問に入りますね。この部署等、記載されておりますが、連携がどのようになってるか役割等の共有がどうなっていますか。また、ちょっとお尋ねしたいのがヤングケアラーの研修、そしてまた、周知、こちらでさっきありましたね、通達の中に、周知がどのようにされているかどうかをお尋ねします。各、こちらの記載されておりました。健康福祉課、高齢者保険課、また教育委員会になるかなと思いますが、ご答弁頂けますでしょうか。お願い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

天野議員の再質問に答弁させて頂きます。

健康福祉課と致しましては、先ほども申し上げましたように要対協ですね、要保護児童対策部会の中で、各部門から上がってきたものを今はヤングケアラーというよりも、虐待の一つとして取り上げながら連携を図っております。そのあと、各また、それぞれの支援機関に繋ぐということを行っております。周知につきましては、ヤングケアラーという言葉が今、注目をされ始めたところですので、ヤングケアラーに特化した研修とか周知とか今はしてないんですけれども、今回の県のアンケート調査の結果も、本町の実態がどうなのかということも踏まえまして、本町に合った周知を考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせて頂きます。

教育長(三木 信行)

天野議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

マニュアル等についてはですね、つまびらかに見させて頂いております。まず、どういう風に知らせているかということです。学校の方ですけれども、この言葉自体をですね、保護者に知らせるとかそういう場面はなかなかありません。当然、教職員の中ではですね、共有しています。大きな問題として、虐待とかですね子供の貧困とともにですね、子供の状況を見とるひとつの負の要素としてですねこういうことがあるのではないかということで、そういう体制は作っています。マニュアルの中で見て教育としてですね、果たすべき役割ということは、子供と一番、長く接しているのは学校なので、見逃すことなく早期発見をすることと、そして状況把握をして、そして相談にも乗るんですけれども速やかに他機関と連携を図るというところだろうと思っています。連携を図れていますかという

ことなんですけれど、図れていると私は思っています。健康福祉課等要対協とですね、これまで十分行ってきたということがありますので、今後また色々と検討してまいります。

以上、答弁とさせて頂きます。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

高齢者の場合は、介護保険最新情報の方で載っておりますので、介護保険事業所は、大抵、この最新情報を常に見ているような状況ですので、それで周知は出来ていると思っております。また対応につきましては、訪問介護、特に介護や支援が必要な高齢者に対して、訪問介護を利用する場合にケアマネより、中学生や高校生のお孫さんと同居している場合には、直接介護保険係の方に相談があります。その相談があった時に本人の身体状況や家族構成、家庭の事情を聞き取り、高校生までのお孫さんとの同居におかれましては、サービスの利用をして頂いております。また、お孫さんが高校を卒業されておりましても進学をされている場合は、利用して頂いております。また、町内の居宅介護支援事業所、6事業者ありますが、毎年、ケアプランのチェックを行い、アセスメントに合ったケアプランであるかという確認を行い、そうでない場合は、ケアプランの見直しを行って頂いております。また、地域包括支援センターにおきましても、毎月、地域ケア会議を行い、ケアプランやアセスメントが十分出来ているか確認を行うことで把握し、適切な介護サービスであるかを指導しております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(天野 里美)

はい、時計を見ながらのお気遣いの答弁有難うございました。はい。最後30秒となりました。最後に要望お話しさせて下さい。厚生労働省ホームページには、子供が子供でいられるまちに、みんなでヤングケアラーを支える社会を目指してとあります。これは、子供が子供でいられる多度津町を目指してと置き換えることが出来ます。コロナ禍の学校生活、学校教育、アフターコロナにおける持続可能な新しい学校づくり、ICT教育、そして、ほめて欲しいなどがあったそうです。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

以上で、天野の一般質問を終わります。有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって、3番、天野 里美 議員の質問は終わります。 次に、13番、尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和4年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、深刻な物価高騰から暮らしと営業を守る町の対策についての1点を町長及び教育長、そして、担当

課長に対し質問を致します。

今、物価の高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与えております。ウクライナ危機 のもとで、深刻化する食糧危機に対する国連の機関の警告が相次いでおり、FA O、つまり国連食糧農業機関は、5月6日、4月の食料価格指数が158.5を記録 したと発表を致しました。これは、1、ロシアのウクライナ侵攻直後の3月に続 いて、過去最高になったこと。2、21世紀に入って、食料価格が3倍に跳ね上が っていることが特徴であります。世界銀行は、食料価格高騰が2024年末までに続 き、今後、価格はさらに上昇し、激しく変動することも予測されると警告、これ は4月26日付けでございます。さらに、世界食糧計画、WFPは、今年初めの時 点で2億7,600万人の命が、緊急の危険にさらされている、急性飢餓状態にあると し、ウクライナ危機により、3億2,300万人に増えると警鐘を鳴らしております。 5月13日には世界第2の小麦生産国であり、ウクライナ、ロシアの穴を埋めると 期待されていたインドが、小麦の輸出停止を発表、小麦の国際相場は、ウクライ ナ侵攻直後に次ぐ水準に跳ね上がり、インドの異常熱波、アメリカの大干ばつは 警戒段階に入っております。ロシアの港封鎖、機雷布設によって、輸出出来ない ウクライナ産小麦穀物は2,500万トン、20年の輸出量の半分に上っている。とん でもない異常事態だ、ということをFAOでは言っております。これは、ウクラ イナ締め上げだということでなく、プーチンが世界に仕掛けた食料戦争、これは ドイツのベアボック外相の言葉でございます。問題なのは、食料価格高騰が短期 間で終わるはずがなく、アメリカ農務省は、5月12日、ウクライナの小麦生産量 は2,150万トンと前年から35%減るという予測を公表しました。小麦の世界輸出 量は、世界生産量の25%、米は同じく10%、もともと穀物は生産の大部分を国内 で消費する底の浅い市場でございます。世界の小麦輸出の90%は7ヶ国、トウモ ロコシ輸出の87%は4ヶ国で占められており、世界の穀物貿易の70%から90% は、4社の巨大穀物商社がコントロールしております。今日の高騰は、こういう 不安定で投機的な市場をコロナ禍やウクライナ侵攻ショックが襲った結果であり ます。さらに、アメリカのトウモロコシ消費のうち、エタノール向けは内需の 43%を占めており、輸出量の2倍強の規模だということは日経の4月25日付けに 書いております、という事情が追い打ちをかけております。トウモロコシは発展 途上国の主食でもあり、約3.2億人が急性飢餓に直面しているのを尻目に、食料 を燃料に使うなどというやり方が許されるはずはありません。ウクライナ侵攻に 関するG7農相会議、これは3月11日に開催されました。これは、人為的な価格 高騰を許さず、いかなる投機的行為にも立ち向かうという共同声明を発表しまし たが、この約束を今こそ厳正に実行すべきであります。このようなことから日本 国民を襲う値上げラッシュが続いており、4月の消費者物価上昇率、前年比は、 生鮮食品16.3%、電気代25.8%、都市ガス27.6%、これは総務省の消費物価指数 が調査の結果であります。と、庶民ほど打撃が大きい食品や光熱費で、特に深刻 であります。信用調査会社、帝国データバンクの調査、2022年の5月によります と食品大手105社の飲食品の値上げは8,385品目超に及び、値上げ幅は、食品、飲 料全体では12%、8,385品目、加工食品は13%、3,609品目、これは冷凍食品とか ラーメン、ハムであります。調味料は10%、1,702品目、これはマヨネーズ、食 用油他でございます。菓子は11%、523品目、アイスクリームとか、お菓子でご ざいます。また、酒、飲料は15%、1,188品目、焼酎、ワイン、ビールでありま す。パンは9%で、454品目、これはパンでございます。などとなっており、値 上がりしていない食品はないと言ってもいいぐらいの値上げラッシュでございま す。しかも、3月以降の急激な円安は今年後半から来年にかけて、消費者物価を 押し上げる可能性がある、これは、伊藤忠総研の調べでございます。政府は、輸 入小麦の売渡価格を、4月から17%引上げました。これは、急上昇した国際小麦 相場も3月以降の円安も反映していないものであり、9月末までは据え置くと苦 しまぎれの弁明を岸田首相はしておりますが、10月に大幅引上げは必至であり、 政府の総合緊急対策は全く不十分で、抜本的な高騰対策は必要となってきており ます。また、日本銀行が毎月発表している企業物価指数、これは、仕入れ価格や 卸売価格が対象、これによりますと2015年を100と致しますと、今年の4月には 原油が210.6%、鉄鋼が181.7%、木材が174.9%、食料品、農産物が131.8%、小 麦が149.9%、それぞれ、輸入品、円ベース、などで急上昇しております。いず れも、新型コロナウイルス感染拡大が深刻化した20年以降に値上がりが本格化し ており、今年に入ってからロシアによるウクライナ侵略によって、さらに状況が 悪化をし、資材、部品価格高騰の影響は、製造業全体にも影を落としており、あ らゆる経済分野に及び、中小業者の経営を圧迫しているところでございます。こ の30年ほどの間、日本の製造業は、大企業を中心に生産拠点を外国に移転してま いりました。精密部品や半導体部分などをほとんど輸入に頼る状態であり、その ため、コロナ禍に伴う国際物流の停滞やウクライナ侵略の影響が、日本経済を直 撃する事態が生まれてきております。また農林水産省の調べでは、タマネギの小 売価格は天候不良で、平年の約3倍、ある総合食品卸商社は食用油を2020年5月 以降の2年間で計5回、都合上、5割以上値上げ。冷凍食品全般も相次いで値上 げされ、フライドポテト用にカットされた冷凍ジャガイモなど欠品が続く商品も あります。全国では3月21日を最後に、まん延防止等重点措置の対象になってい る地域はありませんが、解除後も客足が戻らないと嘆く飲食店も少なくありませ ん。そこで、政府は、この4月26日に策定した原油価格、物価高騰等総合緊急対 策の中には、地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分 1兆円の創設も含まれております。実施計画の提出期限は、この7月29日であり ます。これに加え、21年度補正予算として交付を決めた地方創生臨時交付金、地 方単独事業分1兆円もその8割が22年度へ繰り越されております。内閣府によりますと、21年度補正の地方単独事業分1兆円、つまり、都道府県分5,000億円、市町村分5,000億円、このうち、都道府県分3,847億円、77%でございます。市町村分、3,906億円、78%は未交付のまま、この22年度へ繰り越されております。ちなみに、香川県での都道府県分の交付限度額が56億90万9,000円、22年度繰越額、率は40億8,723万7,000円で73%、物価高騰分交付限度額は42億258万2,000円であり、市町村分については、21年度補正の地方単独事業分の交付限度額、46億9,396万6,000円。22年度繰越額、率は32億749万3,000円、68%、物価高騰分交付限度額は37億1,681万円となっております。そこで、お尋ねを致します。

第1点目には、我が多度津町での市町村分としての21年度補正の地方単独事業分としての22年度繰越額及び物価高騰分の交付限度額は各々いくらなのかをお尋ねを致します。

町長(丸尾 幸雄)

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る交付限度 額についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和2年度に創設されました本交付金を活用し、本町でも町民、町内事業者の皆様に向けた支援策、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた取組を実施してきたところでございます。本年度につきましては、本年5月末時点で、通常分、こちらが、議員のご質問にございます国の21年度補正予算のうち、地方単独事業分として繰り越された額でございますが1億2,105万6,000円、もう一方のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が6,947万5,000円、合計で1億9,053万1,000円が交付限度額として示されております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

次に、2点目でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、つまり、コロナ禍における石油価格、物価高騰対応分の、この活用が可能な事業は何があるのかをお伺いを致します。

政策観光課長(十井 真誠)

尾崎議員のコロナ禍における石油価格、物価高騰対応分を活用可能な事業についての御質問に答弁をさせて頂きます。

コロナ禍における石油価格、物価高騰対応分につきましては、コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の 負担軽減を地方自治体が地域の実情に応じて、きめ細やかに実施出来るようにす るために新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充して創設され たものでございまして、生活者支援に関する事業と事業者支援に関する事業への 活用が可能でございます。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

次に、3点目をお伺い致します。生活支援に関する事業及び事業者支援に関する事業には各々何があるのか、質問を致します。

政策観光課長(土井 真誠)

尾崎議員の生活者支援に関する事業及び事業者支援に関する事業には、それぞれ何があるのかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のご質問にございましたとおり、7月29日までに国へ本交付金の活用に関する計画を提出する必要がございます。本町においても現在、各課からの活用事業案を取りまとめている状況でございますので、国がこの制度創設に併せて、活用例として例示しているものの中から、いくつかをご紹介させて頂きます。まず、生活者支援に関する事業につきましては、本町もこれまで経済対策として実施してまいりましたプレミアム商品券事業をはじめ、生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給事業、学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援事業などが例示されています。次に、事業者支援に関する事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う売上げの減少や物価高騰により、経営環境が悪化している農林水産、運輸・交通、観光、生活衛生など各種分野の事業者の皆様に対して、事業継続等を支援するための補助金を交付する事業などが例示されています。このような事業例を参考に町民または町内事業者の皆様への支援策として、本町が実施する事業の検討を行い、実施計画を提出してまいります。なお、9月定例会において、事業実施に必要となる予算を上程させて頂きたいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

ここで再質問を致します。ただ今、答弁ございました生活支援事業が11項目、 事業者の支援事業が6項目、農林水産事業が2項目、運輸・交通関係事業が2項 目、生活衛生が1項目の事業例、項目別に具体的な説明を求めたいと思いますの で、答弁よろしくお願い致します。

政策観光課長(土井 真誠)

尾崎議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

今、尾崎議員のご質問にありました生活者支援に関する事業と致しまして、雇用維持、雇用機会の確保、困窮者支援等ということで、ひとり親家庭を始めとした子育て世帯、家計急変学生生徒に対する給付金の支給でございます。また、生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給。次に、生活者に対する電気、ガス料金を含む公共料金の負担軽減、住まい確保困窮者に対する支援、住宅ローンの返済

猶予に関する金融機関に対する支援、失業者、内定取消者、派遣労働者、学生等に対する支援、在留外国人労働者等に対する就労支援、障害者、保護観察対象者等に対する就労支援、特別支援学校の舎食費の利用料の負担軽減、学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援、公立学校、専修学校の授業料等減免に係る支援、私立高校授業料の実質無料化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援、また、地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行などがございます。

続きまして事業者支援に関する事業と致しまして、事業継続等に関する事業と致しまして、事業者に対する燃料費高騰の負担軽減、こちらは価格を転化する場合の影響緩和を含むものでございます。また、事業者に対する電気、ガス料金を含む公共料金の補助、また、仕入れ価格上昇等により、収益が減少した事業者に対する経営支援、テナントに対する家賃などの固定費の支援、また、中小企業等の資金調達コストの低減、こちらは利子補給や信用保証、信用保証料の補助等でございます。また、再生可能エネルギーの導入に向けた支援がございます。次に農林水産業に対しての支援と致しまして、漁業者、農林業者に対する経営の支援、漁業者、施設園芸農家、木材加工事業者の省エネ機器の導入支援がございます。次に運輸、交通につきましては、鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空など地域公共交通の経営支援、地域の物流の維持に向けた経営支援などがございます。また、観光につきましては、宿泊事業者、旅行業者、観光関連産業に対する経営支援、観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援がございます。最後に、生活衛生でございますが、飲食業、理容業、クリーニング業、ホテル旅館業などの事業者に対する経営支援という形で支援のメニューがございます。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

再々質問を致します。この事業に対する算定方法について、お伺いを致しま す。よろしくお願い致します。

政策観光課長(十井 真誠)

尾崎議員の再々質問に対して答弁をさせて頂きます。事業の算定方法につきま してでございますが、交付金対象事業費ということでよろしいでしょうか。

各担当課の方より、事業費の方がまた出てまいりますので、出てまいりました事業費を基に交付金の金額というのが、限度額内の実施計画書を今後提出していくことになります。その上でですね、また庁舎内の方でも事業計画の方の内容を精査致しまして国の方に事業計画を提出していく。ということになりますので、算定方法自体は特には定められていないのかなと思っております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

ちょっと質問内容があれだったんですが、算定方法は、私は、人口や感染状況 等を基礎として算定しているというのが、国の方針であるということをお伺いを 致しております。

次に、4点目でございます。事業復活支援金、個人が最大で50万円、法人、年間 売上高1億円以下、最大で100万円。この申請が延長になったと聞きますが、具 体的にはどのようになったのかをお尋ねを致します。

産業課長(谷口 賢司)

尾崎議員の事業復活支援金の申請が延長になったと聞くが、具体的にどのようになったのかの質問に答弁をさせて頂きます。

中小企業庁による事業復活支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴う需要減少及び供給制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず、売上げが大きく減少している中小法人等や個人事業者等に対して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える支援金を給付するものでございます。具体的な事業内容は、令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上高が平成30年11月から令和3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者が対象で、給付上限額は、年間売上高1億円以下の中小法人等は最大100万円、個人は最大50万円となっております。

この事業復活支援金の申請期限は、当初は、令和4年5月31日までとなっておりましたが、令和4年6月17日まで延長されました。なお、具体的な事業内容の変更はございません。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

再質問致します。延長されたということでございますが、残念ながらあと3日間しかないのでございますが、今現在の現況では、どのようになっているか、お分かりであれば、お答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

産業課長(谷口 賢司)

尾崎議員の再質問に答弁させて頂きます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、この事業復活支援金への事業でございます。こちらは、中小企業庁による事業でございます。ですので、まだ事業の途中でございますので、国の方からそのデータであるとか、そういったものが開示がございませんので、今のところ答弁差し上げるようなデータを持ち合わせておりません。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

次に5点目をお尋ねを致します。時短協力金や事業復活支援金もなくなり、新

型コロナ特別融資の返済が始まる事業者に対し、コロナ禍に原材料高騰が追い打ちをかけており、固定費の補助、直接支援の継続、既往債務の返済凍結、20年返済、据置期間10年、無利子の緊急融資、追加融資、これらの実現が緊急、切実さを増してきておりますが、町としてはどのような対策をとるのか、お尋ねを致します。

産業課長(谷口 賢司)

尾崎議員の新型コロナ特別融資の返済が始まる事業者にコロナ禍に原材料高騰が追い打ちをかけており、町としてはどのような対策をとるのかの質問に答弁をさせて頂きます。

コロナ禍で売上げが落ちた中小企業等に対する政府の給付事業は2年前の全国が緊急事態宣言下だった令和2年5月の持続化給付金から始まり、その後も一時支援金、月次支援金、事業復活支援金と様々な事業形態で給付されてきました。しかし、まん延防止等重点措置が全国で解除され、経済活動が再開される状況となり、政府の緊急的な給付事業は縮小される傾向にございます。一方、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の融資期限申込みは9月末まで延長されてございます。また、町内事業者の状況について多度津商工会議所へ確認したところ、事業者から事業再構築補助金等の補助金を活用したいといった相談はあるものの、融資に関する相談はコロナ関連融資の返済がまだ始まっていないためか、現在のところ無いとのことでございます。同商工会議所では今後の借入金返済に係る資金ショート等の懸念に対応するため、通常の事業者個別支援に加えて、毎週火曜日に中小企業診断士による無料の経営相談会を実施しております。なお、相談会は、12月まで実施する予定とのことでございます。本町も同事業の周知を行うとともに近隣市町の状況を精査し、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者へのきめ細やかな支援に努めてまいります。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

第6点目、質問を致します。学校給食費の負担軽減のためにコロナ禍における原油価格、物価高騰等、総合緊急対策についての4月28日付け、4、文科省第391号、文部科学省初等中等教育局長の臨時交付金の活用を要請した文科省の通知が出ており、その内容及び価格高騰下での給食費値上げ分の補助など多度津町では、具体的に学校給食費の値上げ額支援として、どのように取り組んでいくのかをお尋ねを致します。

教育課長(竹田 光芳)

尾崎議員の学校給食費の値上げに対する町の支援についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご指摘のとおり、昨今の物価高騰は、決められた給食費の中で行っている材

料調達においても厳しい影響を与えております。現在のところ、献立変更等により対応出来ておりますが、給食費の値上げが必要となった際には、1市2町と協議し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も考慮したいと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

ただ今、再質問を行いたいと思います。

この物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援策としての予算措置は、早目にすべきではないかと思います。特に学校給食費等の負担軽減策、つまり、物価高騰時に直面する保護者のこの負担軽減策は、非常に大事であります。その意味におきまして、これは非常に重視しているのは、文科省の通達でございます。これは、学校給食などの負担軽減等として、地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充活用し、コロナ禍において物価高騰などに直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うということでございまして、学校給食を実施する学校設置者におかれましては、これらのことを踏まえ、関係部局等と緊密に連携し、地方創生臨時交付金の拡充により創設されるコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めて頂くよう、お願いしますという意味で、各自治体に国から文科省から要請がある訳でございますが、これについての見解をお伺い致します。

教育長 (三木 信行)

尾崎議員の、再質問に答弁をさせて頂きます。

議員がご指摘のとおり、国を挙げての施策ですので、予算については執行してですね、子供たちの給食の栄養とか、そういうことを落とさないでですね、実施出来るように努めてまいりたいと、各課と連携して努めてまいりたいと思います。 以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

次に、7点目について、お尋ねを。済みません、ただ今の学校給食も教育の一環でございますので、是非、この点についても、是非、早目の手を打って頂きたいと思います。

次に、7点目について質問を致します。認可保育所等の建設費が資材高騰によって、当初の見込みを超えてしまい、建設が立ち行かなくなる問題が全国で起きていることにつきまして、内閣府は、こうした資材高騰分などへの充当も可能と回答しておりますが、多度津町ではどうなのかをお伺い致します。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

尾崎議員の認可保育所等の建設に対する資材高騰分などへの充当はどうなのか についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町におきましては、現在、社会福祉法人愛光福祉会が愛光保育園の園舎を改築中であり、本年11月に開園予定となっております。既に国と町からの補助が決定しており、資材高騰による影響はないため、物価高騰分交付額の充当はございません。また、町内の他の保育所につきましては、今のところ、増改築等の計画がないことから、充当の可能性はないと考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

町内にはないということが、今、答弁頂き、安堵しておりますが、是非、また 出てきた場合は、対処して頂きたいと思います。

次に、8番目でございます。農業者支援、農業団体、そして漁業者支援、漁業団体の対策はどうなのかについて、お伺いを致します。

産業課長(谷口 賢司)

尾崎議員の農業者支援、農業団体、漁業者支援、漁業団体対策はどうなのかの ご質問に答弁をさせて頂きます。

コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部の産油国の生産停滞な どによる原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格が高騰しています。この状況 の中、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済 対策の中には、ガソリン、灯油、軽油、重油、LPG価格等の高騰を踏まえ、農 業、漁業、運輸などで困っている方々への支援を実施することや農・漁業者等の 所得確保・向上等を推進するとともに、生産コストの上昇や生産物価格の低落に よる影響の緩和等に取り組むと記載されております。国の農林水産分野における 原油価格高騰に対する緊急対策として、農業では施設園芸等燃油価格高騰対策、 産地生産基盤パワーアップ事業のうち、施設園芸エネルギー転換枠の拡充、漁業 では漁業経営セーフティーネット構築事業、水産業競争力強化緊急事業が示され ています。一方、本町の新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済活動の停 滞により影響を受けた農・漁業者等への支援策等については、農業者及び漁業者 の方々からのご意見をお伺いしつつ、香川県農業協同組合多度津支店及び町内漁 業協同組合と協議を進めているところでございます。事業内容がまとまりました ら、議会の皆様方にご説明をし、お諮りすることにしております。なお、財源と しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したいと考え ております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎 忠義)

農業者支援ということでございますが、先般も私、一般質問致しましたが、農

業者は、非常に米価、あるいは麦価の低迷に苦しんでいる訳でございます。そういう意味で、今ちょうど田植えのシーズンでございます。田植え地でございますが、農協としては苗材を支給するということで一部の負担になっておりますが、やはり、農業者が再生産をする、この意欲、意欲をかき立てるためには、手厚い保護が町としても非常に必要ではないかと思いますので、その点につきまして、農業者、漁業者、特に多度津町は海に面しておりますので、農業者、漁業者共々に手厚く、支援を、この資金を活用して頂きたいことをこの場で強く要望して、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって13番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。 それでは、これにて一般質問を終了致します。 本日の日程は全て終了致しました。 これにて散会を致します。 長時間お疲れでございました。

散会 午後2時49分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年6月14日 第2回多度津町議会定例会

議 長

議員

議員

事務局長

書 記